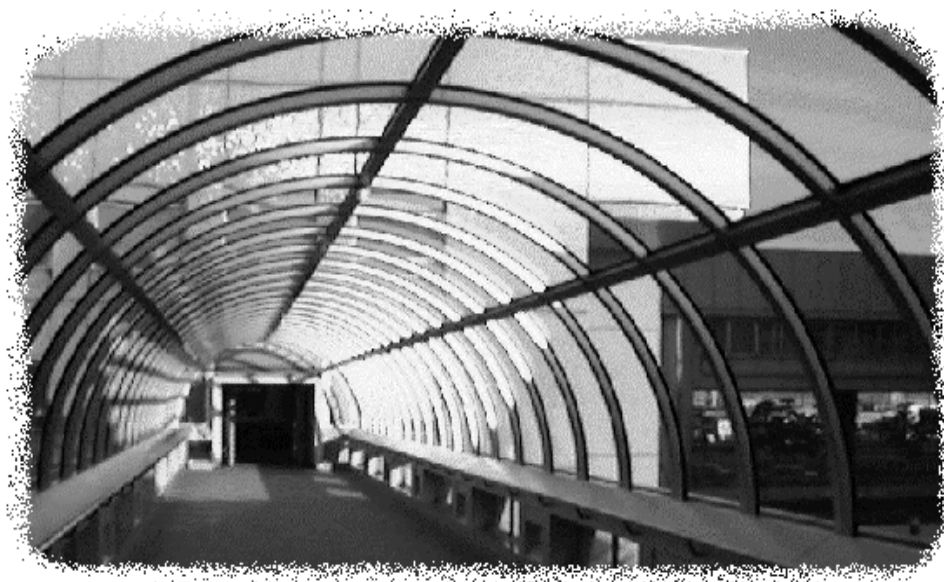


建築物における衛生的環境の 確保に関する事業の登録の手引き



令和8年3月

新潟県福祉保健部生活衛生課

目 次

第 1	登録制度の趣旨	1
第 2	登録制度の概要	2
	1 登録を受けられる事業の区分	2
	2 営業所	2
	3 登録の有効期間	3
	4 登録証明書	3
	5 登録の表示	3
	6 登録の基準概要	4
第 3	登録申請手順等について	5
	1 登録申請書の作成	5
	2 登録申請書の提出	5
	3 登録事務処理	6
第 4	登録後の届出・報告等について	7
	1 変更の届出	7
	2 廃止の届出	8
	3 実績報告	8
	4 登録の取り消し	8
	* 事業の登録等手続きフロー図	9
第 5	従事者研修について	10
	1 従事者研修の形態	10
	2 登録団体が実施する「従事者研修会」	10
	3 登録を受けようとする者が実施する「企業内研修」	11
	4 登録申請書に添付する「従事者研修実施状況」の書面	12
第 6	登録基準・登録申請に必要な書類	15
	1 建築物清掃業	16
	2 建築物空気環境測定業	19
	3 建築物空気調和用ダクト清掃業	21
	4 建築物飲料水水質検査業	24
	5 建築物飲料水貯水槽清掃業	27
	6 建築物排水管清掃業	31
	7 建築物ねずみ昆虫等防除業	34
	8 建築物環境衛生総合管理業	37
第 7	様式	43
第 8	登録申請書記載例	56
第 9	参考資料	94

第 1 登録制度の趣旨

現代は、建築技術の進歩により、大規模な高層建築物が多く出現し、1日の大半をビル空間内で過ごす人々が増え、建築物の室内環境の重要性が増大してきました。そのため、昭和45年に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。

しかし、実際には環境測定並びに衛生的措置等は専門業者に委託されることが多いため、昭和55年の法改正において『衛生的環境の確保に関する事業の登録制度』（法第12条の2）が制定されました。

これは、建築物内の衛生環境確保の維持管理の実施に当たっては、専門的知識・経験並びに特別な機械器具を必要とするため、第三者に委託されることが多いことから、これら事業者の位置付けを明確にするとともに、その資質の向上を図ることを目的としています。

なお、法において、登録は「都道府県知事の登録を受けることができる。」とされていますが、本県においては、知事の権限を県の各保健所長に委任及び新潟市に移譲しています。そのため、登録に関する事務処理は、県保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）及び新潟市保健所が行います。



第2 登録制度の概要

1 登録を受けられる事業の区分

法第12条の2において、登録は「事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。」とされ、登録を受けられる事業の区分は次のとおりです。

事業の区分	業務の内容
建築物清掃業	建築物における床、壁等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
建築物空気環境測定業	建築物の空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物の飲料水について、水道法第4条の規定による水質基準に適合する水が供給されているかどうかを検査する事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内における、ねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理、水質検査など建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な程度のもの併せて行う事業

2 営業所

登録は、事業区分に応じ『営業所』ごとに行われるものであり、この営業所とは「客観的にみて営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているものをいうものであること。」とされています。

3 登録の有効期間

登録の有効期間は6年間であり、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録（以下『再登録』という。）を受けなければなりません。

4 登録証明書

登録を行った場合には、登録証明書（本書P44）を交付します。

登録番号の付され方は以下のとおりです。再登録では、従前の番号がそのまま表記されます。

新	潟	<u>〇〇〇〇</u>	第	<u>〇</u>	<u>〇〇</u>	<u>〇〇〇</u>	号
		(1)		(2) - 1	(2) - 2	(2) - 3	
(1)	登録をした年（西暦）						
(2) - 1	登録業種ごとに区分						
	1 清掃業 2 空気環境測定業 3 飲料水水質検査業 4 飲料水貯水槽清掃業 5 ねずみ昆虫等防除業 7 空気調和用ダクト清掃業 8 排水管清掃業 9 環境衛生総合管理業						
(2) - 2	保健所ごとに区分						
	01 村上 02 新発田 03 新津 05 三条 06 長岡 07 魚沼 08 南魚沼 09 十日町 10 柏崎 11 上越 12 糸魚川 13 佐渡						
(2) - 3	各保健所で付される番号						
	〔 登録業種ごとに登録を受けた順に001, 002, 003, …となる。 〕						

5 登録の表示

登録を受けた者（以下『登録業者』という。）は、登録に係る営業所について、登録業者である旨の表示ができます。一方、登録を受けていない者は、登録業者又はこれに類似する表示を行うことはできません。また、登録は営業所ごとに行われるものであるため、登録を受けた営業所以外の営業所について登録業者である旨の表示を行うことはできません。

したがって、例えば本社で登録を受けても、登録を受けていない営業所が登録業者である旨の表示をすることはできません。

6 登録基準の概要

登録を受けるための基準を大別すると、『機械器具その他の設備に関する基準』（以下『物的要件』という。）、『事業に従事する者の資格に関する基準』（以下『人的要件』という。）及び『その他の事項に関する基準』（以下『その他の要件』という。）があり、登録業種ごとに定められています。

この『物的要件』『人的要件』『その他の要件』を備えた営業所について、登録に係る所定の手続きを完了したものが『登録営業所』となります。

なお、次の点に注意して下さい。

- (1) 『物的要件』『人的要件』『その他の要件』ともに法で定めているものについては、すべてを有していることが必要であり、特定の分野についてよりすぐれた設備等を有している場合であっても登録基準の一部が欠如している場合には登録できません。
- (2) 機械器具等（以下「機械器具等」という。）は各営業所ごとに常備することが必要です。なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合（他県にあるような場合を含む。）でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象として差し支えがありません。また、機械器具等が作業場に置かれている場合も同様です。
- (3) 機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が、長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、差し支えがありません。
- (4) 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められません。
- (5) 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は、同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当させることはできません。
- (6) 登録事業の監督者等と特定建築物に選任されている建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできません。
- (7) 従事者の研修については、原則として作業に従事する者全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要です。
なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能です。
- (8) 再登録を受ける場合には、登録基準である「物的要件」「人的要件」「その他の要件」を満たしていなければなりません。

第3 登録申請手順等について

※この手引きでは、新潟市を除く新潟県内の営業所の登録情報を説明しています。
新潟市内の営業所の登録手続きについては新潟市保健所に確認してください。

1 登録申請書の作成

- (1) 事業者（法人の場合は、法人の代表者）は、本書「第6 登録基準・登録申請に必要な書類」に記載してある書類を作成してください。
- (2) 様式書類には、各団体で印刷しているものもあるので、各団体へ照会するとともに、従事者研修等について各団体の証明等が必要な場合には併せて照会してください。

2 登録申請書の提出

- (1) 事業者が、営業所ごとに、その所在地を所管する「保健所」（地域振興局健康福祉（環境）部、P 1 1 6 参照）へ1部提出してください。（電子メールによる提出が可能です。）
 - (2) 『再登録』については、前登録期限の切れる1ヶ月前から提出が可能となりますが、くれぐれも『再登録』手続を忘れないよう注意願います。
 - (3) 手数料は次のいずれかの方法で納付してください。
 - ア 保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）の窓口でキャッシュレス決済（クレジットカード、コード決済又は電子マネー）で納付する。
 - イ 保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）から納付書を受け取り、指定の金融機関で納付する。
 - ウ 新潟県電子申請システムからクレジットカード又はペイジーで納付する。
- ※新潟県電子申請システムから発行される整理番号を登録申請書の余白（電子メールによる提出の場合はメール本文中）に記入してください。

<新潟県電子申請システム>

手続名：【 電子納付 】建築物における衛生的環境の確保に関する事業の
登録申請手数料

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=29477



3 登録事務処理

登録制度の趣旨（P 1）において触れられているように、本県においては、登録事務に関する知事の権限を各保健所長に委任しているため、登録申請の窓口、登録証明書の交付等登録に関する事務処理※は、すべて保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）が行います。

※保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）が行う事務処理

- ①登録要件として定められている書類等が適切に添付されているかどうかを確認する。
- ②書類等の記載内容が法に定められた内容（『物的要件』、『人的要件』、『その他の要件』等）に合致しているかどうか等申請書類の審査をする。
- ③登録申請書記載内容について原則として現地確認を行う。
- ④「登録証明書」を作成し、登録申請者に登録証明書を交付する。

第4 登録後の届出・報告等について

1 変更の届出

(1) 次の事項に変更を生じた場合には、その日から30日以内に「第4号様式(その1)」(本書P52)により保健所(地域振興局健康福祉(環境)部)に届出なければなりません。

この届出については、1部を当該営業所所在地の所管保健所(地域振興局健康福祉(環境)部)へ提出してください。(電子メールによる提出が可能です。)

- ①氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名
- ②登録営業所の名称及び所在地
- ③責任者の氏名
- ④登録基準に係る主要な機械器具・その他の設備
- ⑤監督者等
- ⑥作業の実施方法等を記載した書面

(2) 上記①及び②に係る変更届に際しては、登録証明書を添付してください。変更内容を反映した登録証明書を書換交付します。④～⑥に係る変更届に際しては、変更後も登録基準に合致することを証する次の書類を添付してください。

上記④に変更を生じた場合

- ア 主要な機械器具の変更については、『機械器具の概要』(本書P48)。
- イ 保管庫の変更については、『施設案内図』『建物平面図』『保管庫詳細図』。
- ウ 水質検査室の変更については、『施設案内図』『建物平面図』『水質検査室詳細図』(本書「第6 登録基準・登録申請に必要な書類」の4「建築物飲料水水質検査業」の③-2に記載の要件を満たした図面)。

上記⑤に変更を生じた場合

- ア 『監督者名簿』(本書P49)に新たに監督者となる者の氏名等を記載。
- イ 変更後の監督者等が有資格者であることを証する書類。

上記⑥に変更を生じた場合

- ア 変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書類。

2 廃止の届出

登録業者は、登録に係る業務を廃止したときは、その日から30日以内に「第4号様式（その2）」（本書P53）により届出なければなりません。

この届出については、登録証明書を添付し1部を当該営業所所在地の所管保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）へ提出して下さい。（電子メールによる提出が可能です。）

3 実績報告

登録業者は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、「実績報告書」（本書P54）により登録に係る事業の実績を報告してください。

この実績報告は、営業所ごと、事業ごとに行うものとし、1部を当該営業所所在地の所管保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）へ提出すること。（電子メールによる提出が可能です。）

「実績報告書」には次の書類を添付してください。

- ・『機械器具の概要』（本書P48）

実績報告書提出時の状況について記載。

- ・『監督者等名簿』（本書P49）

実績報告書提出時の状況について記載。

- ・『建築物環境衛生に関する事業の実績』（本書P55）

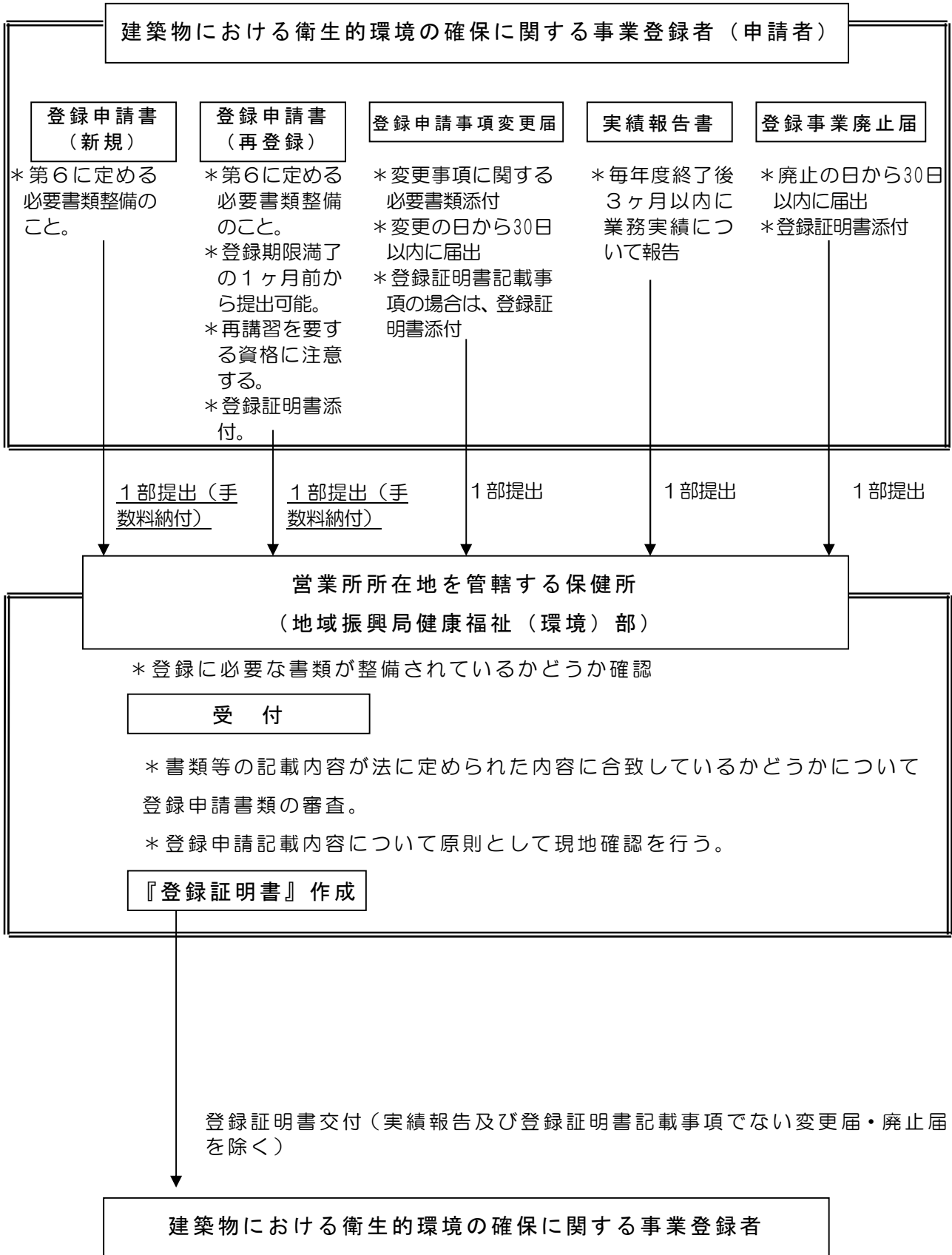
前年度1年間の登録事業に係る実施実績について記載。

なお、登録事業に係る実施実績がない場合でも実績報告書の提出は要するので注意願います。

4 登録の取り消し

登録営業所が、法に定める基準（本書「第6 登録基準・登録申請に必要な書類」に記載の『物的要件』『人的要件』『その他の要件』）に適合しなくなったときは、法の規定に基づき、登録を取り消されることがあります。

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録等手続きフロー図



第5 従事者研修について

登録を受けるための基準（人的要件）の中で、作業に従事する者は、1年に1回以上従事者研修を受けなければならないことになっています。

1 従事者研修の形態

従事者研修の形態には、次の2通りがあります。

- (1) 厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録団体」）が、実施する『従事者研修会』。
- (2) 登録を受けようとする者が、自ら実施する『企業内研修』。

先に述べたとおり、作業に従事する者は、1年に1回以上研修を受けなければなりません。その従事者研修については、登録団体が実施する『従事者研修会』を受講することを原則とします。（詳細については、各団体に照会して下さい。）

また、諸般の事情により『企業内研修』を行う場合については、研修の内容、研修に使用する教材、研修の指導にあたる者等に関し、登録団体が行う『従事者研修会』に相当するものであることが必要です。研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましく、その内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要です。

2 登録団体が実施する『従事者研修会』

(1) 清掃作業従事者研修

（法第12条の2における第1号登録、第8号登録 以下同様）

登録団体である（公社）全国ビルメンテナンス協会が、営業所の従事者研修指導者に対し講習を行い、その講習を修了した者が、それぞれの営業所の作業従事者に対し研修を行います。すなわち、登録団体は、直接作業従事者研修を実施するのではなく、各営業所において作業従事者研修の指導にあたる者を育成します。この方法により実施された場合は、登録団体が指導者講習修了者に「認定証」を発行するほか、別記第1（P13）の証明書を発行します。なお、本県開催分の申込先は、（一社）新潟県ビルメンテナンス協会となります。

(2) ダクト清掃作業従事者研修（第3号登録）

登録団体である（公社）全国ビルメンテナンス協会又は（一社）日本空調システムクリーニング協会が、直接各営業所の作業従事者に対し従事者研修を行います。この方法により実施された場合には、登録団体が研修修了者ごとに修了証書を発行するほか、営業所の求めに応じて別記第2（P14）の証明書を発行します。

(3) 貯水槽清掃作業従事者研修（第5号登録）

登録団体である（一社）新潟県ビルメンテナンス協会又は（一社）新潟県貯水槽管理協会が、直接各営業所の作業従事者に対し従事者研修を行います。この方法により実施された場合には、登録団体が、研修修了者ごとに修了証書を発行するほか、営業所の求めに応じて別記第2（P14）の証明書を発行します。

(4) 排水管清掃作業従事者研修（第6号登録）

登録団体である（公社）全国ビルメンテナンス協会又は（一社）全国管洗浄協会が、直接各営業所の作業従事者に対し従事者研修を行います。この方法により実施された場合には、登録団体が研修修了者ごとに修了証書を発行するほか、営業所の求めに応じて別記第2（P14）の証明書を発行します。

(5) 防除作業従事者研修（第7号登録）

登録団体である（一社）新潟県ビルメンテナンス協会又は（公社）日本ペストコントロール協会が、直接各営業所の作業従事者に対し従事者研修を行います。この方法により実施された場合には、登録団体が、研修修了者ごとに修了証書を発行するほか、営業所の求めに応じて別記第2（P14）の証明書を発行します。なお、（公社）日本ペストコントロール協会による本県開催分の申込先は、（一社）新潟県ペストコントロール協会となります。

3 登録を受けようとする者が実施する『企業内研修』

(1) 空調給排水管理従事者研修（第8号登録）

従事者研修を実施している登録団体がないため企業内研修となります。内容については、P38を参照してください。

(2) その他の登録事業の従事者研修

法令の内容等に基づき、適切な内容により研修を実施してください。

4 登録申請書に添付する「従事者研修実施状況」の書面

登録申請の際には、「過去の研修実績（新規登録は過去1年間の研修実績、再登録は過去6年間の研修実績）」及び「今後1年間の研修計画」を登録申請書に添付して下さい。

具体的な取扱いは以下のとおりです。

(1) 「過去の研修実績」

- ・登録団体が実施する『従事者研修会』を受講した場合には、登録団体が発行する修了証明書を添付して下さい。
- ・『企業内研修』の場合には、別紙3「従事者研修実施状況」（P50）に必要事項を記載し、登録申請書に添付して下さい。

(2) 「今後1年間の研修計画」

別紙3「従事者研修実施状況」（P50）に必要事項を記載し、登録申請書に添付して下さい。（登録団体が実施する『従事者研修会』を受講することを原則とします。ただし、登録団体の証明は不要。）

別記第 1

研修実施状況

(年 月 日～ 年 月 日)
年 月 日現在

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名 及び資格	対象従事者数	参加従事者数
<p>上記の研修については本団体の指導により行われたものである。 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人新潟県ビルメンテナンス協会 会長</p>				

- (注) 1. 指導員の資格欄には、清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、ビルクリーニング技能士（技士）その他参考となる事項を記載する。
2. 2葉以上に記入する場合は、各葉ごとに証明する。
3. 指導教育責任者の講習修了証写を添付する。

別記第2

〇〇作業従事者研修修了証明書

下記の者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第〇〇条第〇号に規定する研修に関し、次のとおり修了したことを証明します。

年 月 日

登録団体の名称

代表者名

営業所名 _____

修了者氏名	研修の期日	備考

第6 登録基準・登録申請に必要な書類

目 次

1	建築物清掃業	16
2	建築物空気環境測定業	19
3	建築物空気調和用ダクト清掃業	21
4	建築物飲料水水質検査業	24
5	建築物飲料水貯水槽清掃業	27
6	建築物排水管清掃業	31
7	建築物ねずみ昆虫等防除業	34
8	建築物環境衛生総合管理業	37

1 建築物清掃業

1 建築物清掃業

(1) 登録の基準

物的要件	<p>次の機械器具を有すること。</p> <p>①真空掃除機</p> <p>②床みがき機</p>
人的要件	<p>次の資格に該当する『清掃作業監督者』『清掃作業従事者』を有すること。</p> <p>①清掃作業監督者</p> <p>次のア又はイに該当する者であること。</p> <p>ア {</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業能力開発促進法」に基づくビルクリーニング技能検定に合格した者<ビルクリーニング技能士> ・「技能審査認定規程」に基づくビルクリーニング技能審査に合格した者<ビルクリーニング技士> ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 <p>のいずれかであって、(公財)日本建築衛生管理教育センターまたは(公社)全国ビルメンテナンス協会が行う清掃作業監督者講習会修了者であり、その修了証書の期限(6年間)が有効である者。</p> <p>イ 上記の清掃作業監督者講習会修了者であって、(公財)日本建築衛生管理教育センターまたは(公社)全国ビルメンテナンス協会が行う清掃作業監督者再講習会修了者で、その修了証書の期限(6年間)が有効である者。</p> <p>②清掃作業従事者</p> <p>厚生労働大臣の定める研修を終了していること。内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃作業従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。 ・登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ・研修の内容が清掃用機械器具、資材の使用方法及び清掃作業の安全と衛生に関するものであること。 ・研修会の指導にあたる者が、上記の内容を指導するのに適当な者であること。 <p>なお、登録団体が実施する従事者研修会については、P10～P14「第5 従事者研修について」を参照</p>
その他の要件	<p>清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準(平成14年厚生労働省告示第117号)に適合していること。内容は次のとおり。</p> <p>① 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。</p> <p>② カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。</p> <p>③ 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。</p>

その他の要件	<p>④ 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。</p> <p>⑤ 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。</p> <p>⑥ 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。</p> <p>⑦ ①から⑥までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。</p> <p>⑧ ⑦に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。</p> <p>⑨ 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間（以下「受託者の氏名等」という。）を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けると等により、受託者の業務の方法が①から⑥までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。</p> <p>⑩ 建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者（以下単に「建築物環境衛生管理技術者」という。）からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
--------	--

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	・登録基準で必要とされている機械器具及び⑥「作業実施方法」に記載される機械器具について記載すること。
④監督者名簿	別紙2	・「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 ・「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。

1 建築物清掃業

④-2 資格を 証する 書類	—	<ul style="list-style-type: none"> • 前掲（１）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。 • ビルクリーニング技能検定は（公社）全国ビルメンテナンス協会が実施しているので（一社）新潟県ビルメンテナンス協会に照会のこと。
⑤従事者 研修 実施状況	別紙 3	<ul style="list-style-type: none"> • 「過去の研修実施状況（再登録の場合には過去6年間、新規登録の場合には過去1年間）」及び「今後1年間の研修計画」を作成する。 • 「過去の研修実施状況」について、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講した場合は、別紙3の様式によらず、登録団体が発行する修了証明書を添付すること。 この「従事者研修会」については、登録団体である（公社）全国ビルメンテナンス協会が各営業所の研修指導者に対し、「指導者講習会」を開催し、講習会修了者が各営業所で従事者研修を行うので、登録団体が発行する「指導者講習会」の認定証及び指導者講習会修了者が各営業所で行った従事者研修に基づく証明書（P13）を添付すること。（本県開催の講習会の申込先は、（一社）新潟県ビルメンテナンス協会。）
⑥作業実施 方法等	別紙 4	<ul style="list-style-type: none"> • 作業班の編成については、作業班ごとに作業監督者等の氏名及び清掃作業従事者人数、使用する機械器具を記載すること。 • 作業手順等については下記事項について必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。） イ 機械器具等の点検の方法 ウ 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生ずる排水の処理方法 エ 作業報告作成の手順 オ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 カ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑦現登録 証明書	—	※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。

2 建築物空気環境測定業

(1) 登録の基準

物的要件	<p>次の機械器具を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 浮遊粉じん量測定器 ② 一酸化炭素検定器 ③ 二酸化炭素検定器 ④ 温度計 ⑤ 乾湿球湿度計 ⑥ 風速計 ⑦ 空気環境の測定作業に必要な機器（測定器固定用スタンド等） <p>※ホルムアルデヒド測定器については物的要件とされていないが、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（政令第304号）第2条第1号イにおいてホルムアルデヒドの量が基準項目として定められていることから、有していることが望ましい。</p>
人的要件	<p>次の資格に該当する『空気環境測定実施者』を有すること。</p> <p>ア （公財）日本建築衛生管理教育センターが行う空気環境測定実施者講習会修了者で、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p> <p>イ アの空気環境測定実施者講習会修了者であって、（公財）日本建築衛生管理教育センターが行う空気環境測定実施者再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p> <p>ウ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者（ただし、登録事業所において空気環境測定実施者としての業務に従事した経験を有する者は、イの再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者）</p>
その他の要件	<p>空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。内容は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 空気環境の測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（厚生省令第2号）第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。 ② 空気環境の測定の結果を5年間保存すること。 ③ 空気環境の測定に用いる測定器について、定期的に点検し、必要に応じ、校正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。 ④ 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①及び③に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。

2 建築物空気環境測定業

その他の要件

- ⑤ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	・登録基準で必要とされている機械器具及び⑤「作業等実施方法」に記載される機械器具について記載すること。
③-2 粉じん計校正済票	—	・校正後1年以内であること。（校正は1年以内ごとに1回受けることとされている。）
④監督者名簿	別紙2	・「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 ・「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。
④-2 資格を証する書類	—	・前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。
⑤作業等実施方法	別紙4	・作業班の編成については、作業班ごとに責任者の指名及び作業従事者人数、使用する機会器具等を記載すること。 ・作業手順等については、次の事項について必ず記載すること。 ア 空気環境の測定方法 イ 測定器の点検、校正等の方法並びにこれらの記録の保管方法 ウ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名 エ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 オ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑥現登録証明書	—	※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。

3 建築物空気調和用ダクト清掃業

3 建築物空気調和用ダクト清掃業

(1) 登録の基準

物 的 要 件	<p>次の機械器具を有すること。</p> <p>① 電気ドリル及びシャー又はニブラ（*ダクトを構成する部材を開口し、切断できるものをいう。）</p> <p>② 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）</p> <p>③ 電子天びん又は化学天びん（* 1 mg 以上の分解能を有するもの。）</p> <p>④ コンプレッサー</p> <p>⑤ 集じん機</p> <p>⑥ 真空掃除機</p>
人 的 要 件	<p>次の資格に該当する『ダクト清掃作業監督者』並びに『ダクト清掃作業従事者』を有すること。</p> <p>①ダクト清掃作業監督者 次のア～ウに該当する者であること。</p> <p>ア （公財）日本建築衛生管理教育センターが行う空気調和用ダクト清掃作業監督者講習会修了者で、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p> <p>イ アの空気調和用ダクト清掃作業監督者講習会修了者であって、（公財）日本建築衛生管理教育センターが行う空気調和用ダクト清掃作業監督者再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p> <p>ウ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者（ただし、登録事業所において空気調和用ダクト清掃作業監督者としての業務に従事した経験を有する者は、イの再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者）</p> <p>②ダクト清掃作業従事者 厚生労働大臣の定める研修を終了していること。内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト清掃作業従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。 ・登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ・その内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 ・研修の指導にあたる者が、上記の内容を指導するのに適当な者であること。 <p>なお、登録団体が実施する従事者研修会については、P 1 0～P 1 4「第5 従事者研修について」を参照</p>
そ の 他 の 要 件	<p>空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。内容はつぎのとおり。</p>

3 建築物空気調和用ダクト清掃業

その他の要件	<p>① ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。</p> <p>② 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。</p> <p>③ 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。</p> <p>④ 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。</p> <p>⑤ 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。</p> <p>⑥ 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。</p> <p>⑦ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
--------	---

(2) 登録申請に必要な書類

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	・登録基準で必要とされている機械器具及び⑥「作業実施方法」に記載される機械器具について記載すること。
④監督者名簿	別紙2	・「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 ・「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。
④-2 資格を証する書類	—	・前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。

3 建築物空気調和用ダクト清掃業

⑤従事者 研修 実施状況	別紙 3	<ul style="list-style-type: none"> ・「過去の研修実施状況（再登録の場合には過去6年間、新規登録の場合には過去1年間）」及び「今後1年間の研修計画」を作成する。 ・「過去の研修実施状況」について、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講した場合は、別紙3の様式によらず、登録団体が発行する修了証明書を添付すること。
⑥作業実施 方法等	別紙 4	<ul style="list-style-type: none"> ・作業班の編成については、作業班ごとに作業監督者等の氏名及び清掃作業従事者人数、使用する機械器具を記載すること。 ・作業手順については下記事項について必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作業工程(日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。) イ 機械器具等の点検の方法 ウ 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生ずる排水の処理方法 エ 作業報告作成の手順 オ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 カ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑦現登録 証明書	—	※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。

4 建築物飲料水水質検査業

4 建築物飲料水水質検査業

(1) 登録の基準

物的要件	<p>次の機械器具並びに施設について整備されていること。</p> <p>①機械器具</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 高圧蒸気滅菌器及び恒温器</td> <td style="width: 50%;">オ 全有機炭素定量装置</td> </tr> <tr> <td>イ フレームレスー原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置</td> <td>カ pH 計</td> </tr> <tr> <td>ウ イオンクロマトグラフ</td> <td>キ 分光光度計又は光電光度計</td> </tr> <tr> <td>エ 乾燥機</td> <td>ク ガスクロマトグラフー質量分析計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ケ 電子天びん又は化学天びん</td> </tr> </table> <p>②検査室</p> <p>次のア～キの要件を満たしていること。</p> <p>ア 水質検査を適確に行うことができる独立した検査室であること。</p> <p>イ 実験台、流し台、作業台、測定台、薬品戸棚の配置が水質検査作業にふさわしい配置となっていること。</p> <p>ウ 実験台等の上の機械器具の配置の余裕があり、使用しやすい配置となっていること。</p> <p>エ ドラフトチャンバーが設置されていること。</p> <p>オ 必要な換気扇、水栓、ガス栓、コンセントが設けられていること。</p> <p>カ 細菌学検査を行う場所と理化学検査を行う場所は区別されていること。</p> <p>キ 天びん台等必要な部分に必要な防震措置が施されていること。</p>	ア 高圧蒸気滅菌器及び恒温器	オ 全有機炭素定量装置	イ フレームレスー原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置	カ pH 計	ウ イオンクロマトグラフ	キ 分光光度計又は光電光度計	エ 乾燥機	ク ガスクロマトグラフー質量分析計		ケ 電子天びん又は化学天びん
ア 高圧蒸気滅菌器及び恒温器	オ 全有機炭素定量装置										
イ フレームレスー原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置	カ pH 計										
ウ イオンクロマトグラフ	キ 分光光度計又は光電光度計										
エ 乾燥機	ク ガスクロマトグラフー質量分析計										
	ケ 電子天びん又は化学天びん										
人的要件	<p>次の資格に該当する『水質検査実施者』を有すること。</p> <p>ア 大学（旧大学及び旧専門学校を含む。）の理科系課程卒業後、水質検査又はその他の理化学若しくは細菌学的検査の実務に1年以上従事した者</p> <p>イ 臨床検査技師であって、水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に1年以上従事した者</p> <p>ウ 短大又は高等専門学校で、生物若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を卒業後、水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に2年以上従事した者</p> <p>エ 技術士</p> <p>オ 上記ア又はウに掲げる者と同等以上の学歴及び実務経験を有するもの</p>										
その他の要件	<p>水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に合致していること。内容は次のとおり。</p> <p>① 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>② 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。</p> <p>③ 水質検査の結果を5年間保存すること。</p>										

4 建築物飲料水水質検査業

その他の要件	<p>④ 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。</p> <p>⑤ 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。</p> <p>⑥ 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①、②、④及び⑤に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、検査結果の保存は自ら実施すること。</p> <p>⑦ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
--------	--

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基準で必要とされている機械器具及び⑤「作業等実施方法」に記載される機械器具について記載すること。
③-2 検査室に係る資料	—	<ul style="list-style-type: none"> ・次の図面等について添付のこと。 ア 「施設所在地の案内図」並びに「当該建物平面図」（検査室の位置を明らかにすること。） イ 「検査室詳細平面図」 <ul style="list-style-type: none"> * 壁、床等の材質、並びに出入り口・窓等の寸法等を記載すること。 * 登録必要要件である機械器具等の配置について明記すること。 * 換気扇、水栓、ガス栓、コンセント等についても明記すること。
④監督者名簿	別紙2	<ul style="list-style-type: none"> ・「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 ・「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。

4 建築物飲料水水質検査業

④-2 資格を 証する 書類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・前掲（１）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。 ・「実務従事証明書」は事業者が証明を行うこと。
⑤作業実施 方法等	別紙 4	<ul style="list-style-type: none"> ・作業班の編成については、作業班ごとに責任者の氏名及び作業従事者人数、使用する機械器具等を記載すること。 ・作業手順等については、次の事項について必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。） イ 試薬及び標準物質の保管方法 ウ 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名 エ 機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法 オ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名 カ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 キ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑥現登録 証明書	—	<p>※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。</p>

5 建築物飲料水貯水槽清掃業

(1) 登録の基準

物的要件	<p>次の機械器具並びに施設について整備されていること。</p> <p>①機械器具</p> <p>ア 揚水ポンプ エ 換気ファン イ 高圧洗浄機 オ 防水型照明器具 ウ 残水処理機 カ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器</p> <p>②上記の機械器具を適切に保管できる専用の保管庫を有することとし、次の要件を満たしていること。</p> <p>ア 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 イ 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 ウ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。 エ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合は、貯水槽清掃作業に用いる機械器具等を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 オ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。</p> <p>※原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み下ろしをすることが煩雑な場合は、次の要件を満たしている場合に限り自動車を保管庫とすることを可能とする。</p> <p>ア ②のアからウまでに掲げる要件を満たしていること。 イ 自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。 ウ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。 エ 冬季等長期に渡って作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。</p> <p>③貯水槽清掃作業に用いる塩素剤等について、②ア～オに準じて適切に保管すること。</p>
人的要件	<p>次の資格を有する『貯水槽清掃作業監督者』並びに『貯水槽清掃作業従事者』を有すること。</p> <p>①貯水槽清掃作業監督者</p> <p>ア (公財)日本建築衛生管理教育センター又は(公社)全国建築物飲料水管理協会が行う貯水槽清掃作業監督者講習会修了者で、その修了者の期限(6年間)が有効である者 イ アの貯水槽清掃作業監督者講習会修了者であって、(公財)日本建築衛生管理教育センターもしくは(公社)全国建築物飲料水管理協会が行う貯水槽清掃作業監督者再講習会を修了し、その修了証書の期限(6年間)が有効である者</p>

5 建築物飲料水貯水槽清掃業

人的要件	<p>ウ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者（ただし、登録事業所において貯水槽清掃作業監督者としての業務に従事した経験を有する者は、イの再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者）</p> <p>②貯水槽清掃作業従事者 厚生労働大臣の定める次の内容の研修を修了していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽清掃作業従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができる体制であること。 ・登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ・研修内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 ・研修の指導にあたる者が、上記内容を指導するのに適当と認められる者であること。 <p>なお、登録団体が実施する従事者研修会については、P10～P14「第5従事者研修について」を参照</p>															
その他の要件	<p>飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。内容は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。 ② 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。 ③ 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。 ④ 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">一</td> <td style="width: 30%;">残留塩素の含有率</td> <td>遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td>色度</td> <td>5度以下であること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>濁度</td> <td>2度以下であること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四</td> <td>臭気</td> <td>異常でないこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五</td> <td>味</td> <td>異常でないこと。</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 	一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。	二	色度	5度以下であること。	三	濁度	2度以下であること。	四	臭気	異常でないこと。	五	味	異常でないこと。
一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。														
二	色度	5度以下であること。														
三	濁度	2度以下であること。														
四	臭気	異常でないこと。														
五	味	異常でないこと。														

5 建築物飲料水貯水槽清掃業

その他の要件	<p>⑥ 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。</p> <p>⑦ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
--------	--

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	・登録基準で必要とされている機械器具及び⑥「作業実施方法等」に記載される機械器具について記載すること。
③-2 保管庫に係る資料	—	・次の図面等について添付のこと。 ア 「施設所在地の案内図」並びに「当該建物平面図」（保管庫の位置を明らかにすること。） イ 「保管庫詳細図」 ・壁、床等の材質、出入り口・窓、寸法等について記載すること。 ・ロッカー、棚等の配置及び用途、出入り口等の鍵、排水口、排水溝、換気扇位置等についても記載すること。
④監督者名簿	別紙2	・「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 ・「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。
④-2 資格を証する書類	—	・前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。
⑤従事者研修実施状況	別紙3	・「過去の研修実施状況（再登録の場合には6年間、新規登録の場合には1年間）」及び「今後1年間の研修計画」を作成する。 ・「過去の研修実施状況」について、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講した場合には、別紙3の様式によらず、登録団体が研修修了者ごとに発行する修了証書又はP14の証明書のどちらかを添付すること。

5 建築物飲料水貯水槽清掃業

⑥作業実施 方法等	別紙 4	<ul style="list-style-type: none"> • 作業班の編成については、作業班ごとに作業監督等の氏名及び作業従事者の人数、使用する機械器具等を記載すること。 • 作業手順等については、下記事項について必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作業工程(貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。) イ 使用する塩素剤の名称及び使用方法 ウ 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法 エ 機械器具等の点検の方法 オ 保管庫の管理責任者の氏名 カ 従事者の検便等の時期及び検査機関 キ 作業報告作成の手順 ク 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 ケ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑦現登録 証明書	—	※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。

6 建築物排水管清掃業

(1) 登録の基準

物的要件	<p>次の機械器具並びに施設について整備されていること。</p> <p>①機械器具（排水管の清掃に専用のものであること。）</p> <p>ア 内視鏡（写真を撮影することができ、かつ、ケーブルの長さが15m程度以上のもの。）</p> <p>イ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル</p> <p>ウ ワイヤ式管清掃機</p> <p>エ 空圧式管清掃機</p> <p>オ 排水ポンプ</p> <p>②上記の機械器具を適切に保管できる専用の保管庫を有することとし、以下の要件を満たしていること。</p> <p>ア 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。</p> <p>イ 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。</p> <p>ウ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。</p> <p>エ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。</p> <p>オ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。</p> <p>※原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み下ろしをすることが煩雑な場合は、次の要件を満たしている場合に限り自動車を保管庫とすることを可能とする。</p> <p>ア ②のアからウまでに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>イ 自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。</p> <p>ウ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。</p> <p>エ 冬季等長期に渡って作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。</p> <p>③排水管清掃作業に用いる薬剤等について、②ア～オに準じて適切に保管すること。</p>
人的要件	<p>次の資格を有する『排水管清掃作業監督者』並びに『排水管清掃作業従事者』を有すること。</p> <p>①排水管清掃作業監督者</p> <p>次のア～ウに該当する者であること。</p> <p>ア （公財）日本建築衛生管理教育センターが行う排水管清掃作業監督者講習会修了者で、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p> <p>イ アの排水管清掃作業監督者講習会修了者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管清掃作業監督者再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p>

6 建築物排水管清掃業

人的要件	<p>ウ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者（ただし、登録事業所において排水管清掃作業監督者としての業務に従事した経験を有する者は、イの再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者）</p> <p>②排水管清掃作業従事者 厚生労働大臣の定める次の内容の研修を修了していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管清掃作業従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができる体制であること。 ・登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ・研修内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法、排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 ・研修の指導にあたる者が、上記内容を指導するのに適当と認められる者であること。 <p>なお、登録団体が実施する従事者研修会については、P10～P14「第5 従事者研修について」を参照</p>
その他の要件	<p>排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。内容は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。 ② 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。 ③ 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。 ④ 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。 ⑤ 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 ⑥ 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 ⑦ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

6 建築物排水管清掃業

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 登録基準で必要とされている機械器具及び⑥「作業実施方法等」に記載される機械器具について記載すること。
③-2 保管庫に係る資料	—	<ul style="list-style-type: none"> 次の図面等について添付のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 「施設所在地の案内図」並びに「当該建物平面図」（保管庫の位置を明らかにすること。） イ 「保管庫詳細図」 壁、床等の材質、出入り口・窓、寸法等について記載すること。 ロッカー、棚等の配置及び用途、出入り口等の鍵、排水口、排水溝、換気扇位置等についても記載すること。
④監督者名簿	別紙2	<ul style="list-style-type: none"> 「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。
④-2 資格を証する書類	—	<ul style="list-style-type: none"> 前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。
⑤従事者研修実施状況	別紙3	<ul style="list-style-type: none"> 「過去の研修実施状況（再登録の場合には6年間、新規登録の場合には1年間）」及び「今後1年間の研修計画」を作成する。 「過去の研修実施状況」について、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講した場合には、別紙3の様式によらず、登録団体が研修修了者ごとに発行する修了証書又はP14の証明書のどちらかを添付すること。
⑥作業実施方法等	別紙4	<ul style="list-style-type: none"> 作業班の編成については、作業班ごとに作業監督等の氏名及び作業従事者の人数、使用する機械器具等を記載すること。 作業手順等については、下記事項について必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作業工程（排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。） イ 機械器具等の点検の方法 ウ 保管庫の管理責任者の氏名 エ 作業報告作成の手順 オ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 カ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑦現登録証明書	—	<ul style="list-style-type: none"> ※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。

7 建築物ねずみ昆虫等防除業

7 建築物ねずみ昆虫等防除業

(1) 登録の基準

物 的 要 件	<p>次の機械器具等について整備されていること。</p> <p>①機械器具</p> <p>ア 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡</p> <p>イ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器</p> <p>ウ 噴霧機及び散粉機</p> <p>エ 真空掃除機</p> <p>オ 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器</p> <p>②上記の機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有することとし、以下の要件を満たしていること。</p> <p>ア 機械器具等に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないこと。</p> <p>イ 薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ウ 引火事故のおこりにくい構造になっていること。</p> <p>エ 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。</p> <p>オ 他の用途に用いる機械器具類もあわせて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。</p> <p>カ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。</p> <p>※原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み下ろしをすることが煩雑な場合は、次の要件を満たしている場合に限り自動車を保管庫とすることを可能とする。</p> <p>ア ②のアからウまでに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>イ 自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。</p> <p>ウ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。</p> <p>エ 冬季等長期に渡って作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。</p> <p>オ 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。</p>
人 的 要 件	<p>次の資格を有する『防除作業監督者』並びに『防除作業従事者』を有すること。</p> <p>①防除作業監督者</p> <p>次のア又はイに該当する者</p> <p>ア (公財)日本建築衛生管理教育センターまたは(一社)大阪府ペストコントロール協会が行う防除作業監督者講習会修了者で、その修了証書の期限(6年間)が有効である者</p> <p>イ アの防除作業監督者講習会修了者であって、(公財)日本建築衛生管理教育センターまたは(一社)大阪府ペストコントロール協会が行う防除作業監督者再講習会修了者で、その修了証書の期限(6年間)が有効である者</p> <p>ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</p>

7 建築物ねずみ昆虫等防除業

人的要件	<p>②防除作業従事者</p> <p>厚生労働大臣の定める研修を修了していること。内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除作業従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。 ・登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。 ・研修内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。 ・研修の指導にあたる者が、上記研修の内容を指導するに適当な者であること。 <p>なお、登録団体が実施する従事者研修会については、P10～P14「第5 従事者研修について」を参照</p>
その他の要件	<p>ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。内容はつぎのとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。 ② 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。 ③ 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。 ④ 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。 ⑤ ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。 ⑥ ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 ⑦ ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑥までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 ⑧ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。

7 建築物ねずみ昆虫等防除業

②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基準で必要とされている機械器具及び⑥「作業実施方法等」に記載される機械器具について記載すること。
③-2 保管庫に係る資料	—	<ul style="list-style-type: none"> ・次の図面等について添付のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 「施設所在地の案内図」並びに「当該建物平面図」（保管庫の位置を明らかにすること。） イ 「保管庫詳細図」 <ul style="list-style-type: none"> * 壁、床等の材質、並びに出入り口・窓等の寸法等を記載すること。 * ロッカー、棚等の配置及び用途、出入り口の鍵、排水口、排水溝、換気扇位置等についても記載すること。
④監督者名簿	別紙2	<ul style="list-style-type: none"> ・「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 ・「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。
④-2 資格を証する書類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。
⑤従事者研修実施状況	別紙3	<ul style="list-style-type: none"> ・「過去の研修実施状況（再登録の場合には6年間、新規登録の場合には1年間）」及び「今後1年間の研修計画」を作成する。 ・「過去の研修実施状況」について、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講した場合には、別紙3の様式によらず、登録団体が研修修了者ごとに発行する修了証書又はP14の証明書のどちらかを添付すること。
⑥作業実施方法等	別紙4	<ul style="list-style-type: none"> ・作業班の編成については、作業班ごとに作業監督等の氏名及び作業従事者の人数、使用する機械器具等を記載すること。 ・作業手順等については、下記事項について必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作業工程（事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。） イ 使用する薬剤の種類 ウ 薬剤の保管方法 エ 機械器具等の点検の方法 オ 保管庫の管理責任者の氏名 カ 作業報告作成の手順 キ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 ク 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑦現登録証明書	—	※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。

8 建築物環境衛生総合管理業

(1) 登録の基準

<p>物的要件</p>	<p>次の機械器具等を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 真空掃除機 ② 床みがき機 ③ 浮遊粉じん量測定器 ④ 一酸化炭素検定器 ⑤ 二酸化炭素検定器 ⑥ 温度計 ⑦ 乾湿球湿度計 ⑧ 風速計 ⑨ 空気環境の測定作業に必要な機器（測定器固定用スタンド等） ⑩ 残留塩素測定機 <p>※ホルムアルデヒド測定器については物的要件とされていないが、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（政令第304号）第2条第1号イにおいてホルムアルデヒドの量が基準項目として定められていることから、有していることが望ましい。</p>		
<p>人的要件</p>	<p>次の資格を有する『統括管理者』『清掃作業監督者』『空調給排水管理監督者』『空気環境測定実施者』並びに『清掃作業従事者』『空調給排水管理従事者』を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①統括管理者 <ul style="list-style-type: none"> 次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 建築物環境衛生管理技術者であって（公財）日本建築衛生管理教育センターが行う統括管理者講習修了者で、その修了証書の期限（6年間）が有効である者 イ アの統括管理者講習修了者であって（公財）日本建築衛生管理教育センターが行う統括管理者再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者 ②清掃作業監督者 <ul style="list-style-type: none"> 次のア又はイに該当する者であること。 ア <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業能力開発促進法」に基づくビルクリーニング技能検定に合格した者<ビルクリーニング技能士> ・「技能審査認定規程」に基づくビルクリーニング技能審査に合格した者<ビルクリーニング技士> ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 </td> </tr> </table> のいずれかであって、（公財）日本建築衛生管理教育センターまたは（公社）全国ビルメンテナンス協会が行う清掃作業監督者講習会修了者であり、その修了証書の期限（6年間）が有効である者 イ 上記の清掃作業監督者講習会修了者であって、（公財）日本建築衛生管理教育センターまたは（公社）全国ビルメンテナンス協会が行う清掃作業監督者再講習会修了者で、その修了証書の期限（6年間）が有効である者 	{	<ul style="list-style-type: none"> ・「職業能力開発促進法」に基づくビルクリーニング技能検定に合格した者<ビルクリーニング技能士> ・「技能審査認定規程」に基づくビルクリーニング技能審査に合格した者<ビルクリーニング技士> ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者
{	<ul style="list-style-type: none"> ・「職業能力開発促進法」に基づくビルクリーニング技能検定に合格した者<ビルクリーニング技能士> ・「技能審査認定規程」に基づくビルクリーニング技能審査に合格した者<ビルクリーニング技士> ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 		

③空調給排水管理監督者

次のア又はイに該当する者であること。

- ア { 「職業能力開発促進法」に基づくビル設備管理技能検定に合格した者<ビル設備管理技能士> }
 { ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 }

のいずれかであって、(公財)日本建築衛生管理教育センターが行う空調給排水管理監督者講習会を修了し、その修了証書の期限(6年間)が有効である者

イ アの空調給排水管理監督者講習会修了者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空調給排水管理監督者再講習会を修了し、その修了証書の期限(6年間)が有効である者

④空気環境測定実施者

次のア～ウに該当する者であること。

ア (公財)日本建築衛生管理教育センターが行う空気環境測定実施者講習会修了者で、その修了証書の期限(6年間)が有効である者

イ アの空気環境測定実施者講習会修了者であって、(公財)日本建築衛生管理教育センターが行う空気環境測定実施者再講習会を修了し、その修了証書の期限(6年間)が有効である者

ウ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者(ただし、登録事業所において空気環境測定実施者としての業務に従事した経験を有する者は、イの再講習会を修了し、その修了証書の期限(6年間)が有効である者)

⑤清掃作業従事者

厚生労働大臣の定める研修を終了していること。内容は次のとおり。

- ・清掃作業従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。
- ・登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ・研修の内容が清掃用機械器具、資材の使用方法及び清掃作業の安全と衛生に関するものであること。
- ・研修会の指導にあたる者が、上記の内容を指導するのに適当な者であること。

なお、登録団体が実施する従事者研修会については、P10～P14「第5 従事者研修について」を参照

⑥空調給排水管理従事者

厚生労働大臣の定める次の研修を修了していること。

ア 空調給排水管理従事者全員が受講できる体制にあること。

イ 研修の運営が適切で、かつ定期的に行われるものであること。

ウ 研修の内容、研修指導者がおおむね次の要件にあてはまること。

- ・研修の内容が、空調給排水設備の運転方法、空調給排水設備の日常的な点検及び補修方法、水の異常の判断方法及び残留塩素の測定方法に関するものであること。

- ・研修の指導にあたる者が、空調給排水管理監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者であること。

なお、空調給排水管理監督者が空調給排水管理従事者を兼ねる場合は、当該空調給排水管理監督者自らを指導者とする研修として差し支えない。

清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。内容は次のとおり。

- ① 建築物清掃業のその他の要件（P16～P17）①から⑧までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
 - 1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
 - 2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
 - 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
 - 4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。
 - 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検すること。
 - 7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検すること。
- ③ 機械換気設備の維持管理を、②の1、②の4及び②の5に定めるところにより行うことができること。
- ④ 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、建築物空気環境測定業のその他の要件①から③までに掲げる要件を満たしていること。
- ⑤ 貯水槽等の給水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
 - 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
 - 2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、建築物飲料水貯水槽清掃業のその他の要件④と同様の措置を講ずること。
 - 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

8 建築物環境衛生総合管理業

そ
の
他
の
要
件

- 5 ポールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
 - 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
 - 8 給水システムの配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- ⑥ 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
- 1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
 - 2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 4 ポールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
 - 6 雑用水システムの配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- ⑦ 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
- 1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。
 - 2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

8 建築物環境衛生総合管理業

その他の要件	<p>⑧ 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。</p> <p>⑨ 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑧までに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。）を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合であっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。</p> <p>⑩ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
--------	--

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	4万7千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	・登録基準で必要とされている機械器具及び⑥「作業等実施方法」に記載される機械器具について記載すること。
③-2 粉じん計較正済票	—	・較正後1年以内であること。（較正は1年以内ごとに1回受けることとされている。）
④監督者名簿	別紙2	・「統括管理者」「清掃作業監督者」「空調給排水管理監督者」「空気環境測定実施者」ごとに区分し記載する。 ・「資格の種別」欄は「建築物環境衛生管理技術者第〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。
④-2 資格を証する書類	—	・前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。
⑤従事者研修実施状況	別紙3	・「過去の研修実施状況（再登録の場合には過去6年間、新規登録の場合には過去1年間）」及び「今後1年間の研修計画」を作成する。 ・「過去の研修実施状況」について、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講した場合は、別紙3の様式によらず、登録団体が発行する修了証明書を添付すること。

8 建築物環境衛生総合管理業

⑤従事者 研修 実施状況	別紙 3	<p>なお、清掃作業従事者研修については、登録団体である（公社）全国ビルメンテナンス協会が各営業所の研修指導者に対し、「指導者講習会」を開催し、講習会修了者が各営業所で従事者研修を行うので、登録団体が発行する「指導者講習会」の認定証及び指導者講習会修了者が各営業所で行った従事者研修に基づく証明書（P 1 3）を添付すること。（本県開催の講習会の申込先は、（一社）新潟県ビルメンテナンス協会。）</p>
⑥作業等 実施方法	別紙 4	<ul style="list-style-type: none"> • 作業班の編成については、作業班ごとの作業監督等の氏名及び作業従事者人数、使用する機械器具等を記載すること。 • 作業手順等については、次の事項について必ず記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 清掃 <ol style="list-style-type: none"> ア 作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。） イ 機械器具等の点検の方法 ウ 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生ずる排水の処理方法 エ 作業報告作成の手順 2 空調給排水の管理並びに水質検査 <ol style="list-style-type: none"> ア 方法 イ 作業報告作成の手順 3 空気環境の測定 <ol style="list-style-type: none"> ア 空気環境の測定方法 イ 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法 ウ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名 • 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 • 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑦現登録 証明書	—	<p>※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。</p>

第 7 様式

目 次

1	登録証明書	4 4
2	登録申請書（第 3 号様式）	4 5
	『機械器具の概要』（別紙 1）	4 8
	『監督者名簿』（別紙 2）	4 9
	『従事者研修実施状況』（別紙 3）	5 0
	『作業実施方法等』（別紙 4）	5 1
3	登録申請事項変更届出書（第 4 号様式（その 1））	5 2
4	登録事業廃止届出書（第 4 号様式（その 2））	5 3
5	実績報告書	5 4
	『建築物環境衛生に関する事業の実績』	5 5

建築物



業登録証明書

商号又は名称

代表者氏名

登録に係る営業所の
名称及び所在地

登録番号 新潟 第 号

年 月 日から

登録有効期間

年 月 日まで

上記につき、建築物における衛生的環境の確保に関する
法律第12条の2第1項の登録をしたことを証明する。

年 月 日

変更の届出による書換交付の場合は、
「年 月 日 書換交付」と記載。

新潟県

保健所長

第3号様式

登 録 申 請 書

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住 所
氏 名

〔 法人にあつてはその名称、
主たる事務所の所在地並び
に代表者の氏名及び住所 〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の区分
- 2 営業所の名称
- 3 営業所の所在地
- 4 営業所の責任者の氏名

添付書類

(建築物清掃業の登録を受けようとする場合)

- 1 別紙 1 から別紙 4 まで
- 2 清掃作業の監督を行う者が省令第 25 条第 2 号に規定する者であることを証する書類

(建築物空気環境測定業の登録を受けようとする場合)

- 1 別紙 1、別紙 2 及び別紙 4
- 2 空気環境の測定を行う者が省令第 26 条第 2 号に規定する者であることを証する書類

(建築物空気調和用ダクト清掃業の登録を受けようとする場合)

- 1 別紙 1 から別紙 4 まで
- 2 空気調和用ダクト清掃作業の監督を行う者が省令第 26 条の 2 第 2 号に規定する者であることを証する書類

(建築物飲料水水質検査業の登録を受けようとする場合)

- 1 別紙 1、別紙 2 及び別紙 4
- 2 飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面
- 3 飲料水の水質検査を行う者が省令第 27 条第 3 号に規定する者であることを証する書類

(建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けようとする場合)

- 1 別紙 1 から別紙 4 まで
- 2 飲料水の貯水槽の清掃に用いる機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
- 3 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者が省令第 28 条第 4 号に規定する者であることを証する書類

(建築物排水管清掃業の登録を受けようとする場合)

- 1 別紙 1 から別紙 4 まで
- 2 排水管の清掃に用いる機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
- 3 排水管の清掃作業の監督を行う者が省令第 28 条の 2 第 4 号に規定する者であることを証する書類

(建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けようとする場合)

- 1 別紙 1 から別紙 4 まで
- 2 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具及び防除作業に用いる薬剤の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
- 3 ねずみ等の防除作業の監督を行う者が省令第 29 条第 3 号に規定する者であることを証する書類

(建築物環境衛生総合管理業の登録を受けようとする場合)

- 1 別紙 1 から別紙 4 まで
- 2 業務全般を統括する者にあつては省令第 30 条第 2 号、清掃作業の監督を行う者にあつては同条第 3 号、空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者にあつては同条第 5 号、空気環境の測定を行う者にあつては同条第 6 号に規定する者であることを証する書類

別紙 1

機 械 器 具 の 概 要

年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購 入 年 月

監 督 者 等 名 簿

年 月 日現在

監督者等の名称	氏 名	業 務 範 囲	経 験 年 数	資 格 の 種 別	資格取得年月日

- 注 1 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、ねずみ昆虫等防除業の場合は防除作業監督者、環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者について記入すること。
- 2 「業務範囲」欄には、監督者等が複数いる場合は、それぞれの業務分担を記入すること。
- 3 「資格の種別」欄には、〇〇講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入すること。

別紙 3

従事者研修実施状況(計画) (年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日現在

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数

別紙 4

作 業 実 施 方 法 等

年 月 日現在

作 業 班 編 成	作 業 班	監督者等の氏名	使 用 す る 機 械 器 具
作 業 手 順 等			

第4号様式(その1)

登録申請事項変更届書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

届出者 氏 名

〔法人にあつてはその名称、
主たる事務所の所在地並び
に代表者の氏名及び住所〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に関し、下記事項を変更したので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

事業の区分		登録番号	
営業所の名称			
営業所の所在地			
変更事項	変 更 前	変 更 後	
変更理由			
変更年月日	年	月	日

添付書類 1 登録証明書
2 省令第33条第2項に規定する書類(別記第3号様式の添付書類に準じて作成すること。)

第4号様式(その2)

登録事業廃止届書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

届出者 氏 名

〔法人にあつてはその名称、
主たる事務所の所在地並び
に代表者の氏名及び住所〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止したので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

記

事業の区分		登録番号	
営業所の名称			
営業所の所在地			
廃止理由			
廃止年月日	年	月	日

添付書類 登録証明書

別記第1号様式

実 績 報 告 書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

届出者

氏 名

（法人にあつてはその名称、
主たる事務所の所在地並び
に代表者の氏名及び住所）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定
による登録事業に関し、下記のように報告します。

記

- 1 事業の区分
- 2 登録番号
- 3 営業所の名称
- 4 営業所の所在地
- 5 実績報告期間
- 6 報告時における機械器具の概要 別紙1のとおり
- 7 報告時における監督者の氏名 別紙2のとおり
- 8 建築物環境衛生に関する事業の実績 別紙3のとおり

(注) 営業所ごと、事業の区分ごとに作成すること。

別紙 3

建築物環境衛生に関する事業の実績

事業の実績	件	
特定建築物については、名称及び所在地を記載	名 称	所 在 地

第 8 登録申請書記載例

目 次

1	『機械器具の概要』	-----	5 6
2	『保管庫に係る資料』『検査室に係る資料』	-----	5 8
3	『監督者名簿』	-----	6 0
4	『従事者研修実施状況』	-----	6 1
5	『作業等実施方法等』	-----	6 8
6	『作業手順等』記載例	-----	7 1

『機械器具の概要』記載例（建築物環境衛生総合管理業）

別紙 1

機 械 器 具 の 概 要

登録申請の日付と同一にする

〇〇年〇〇月〇〇日現在

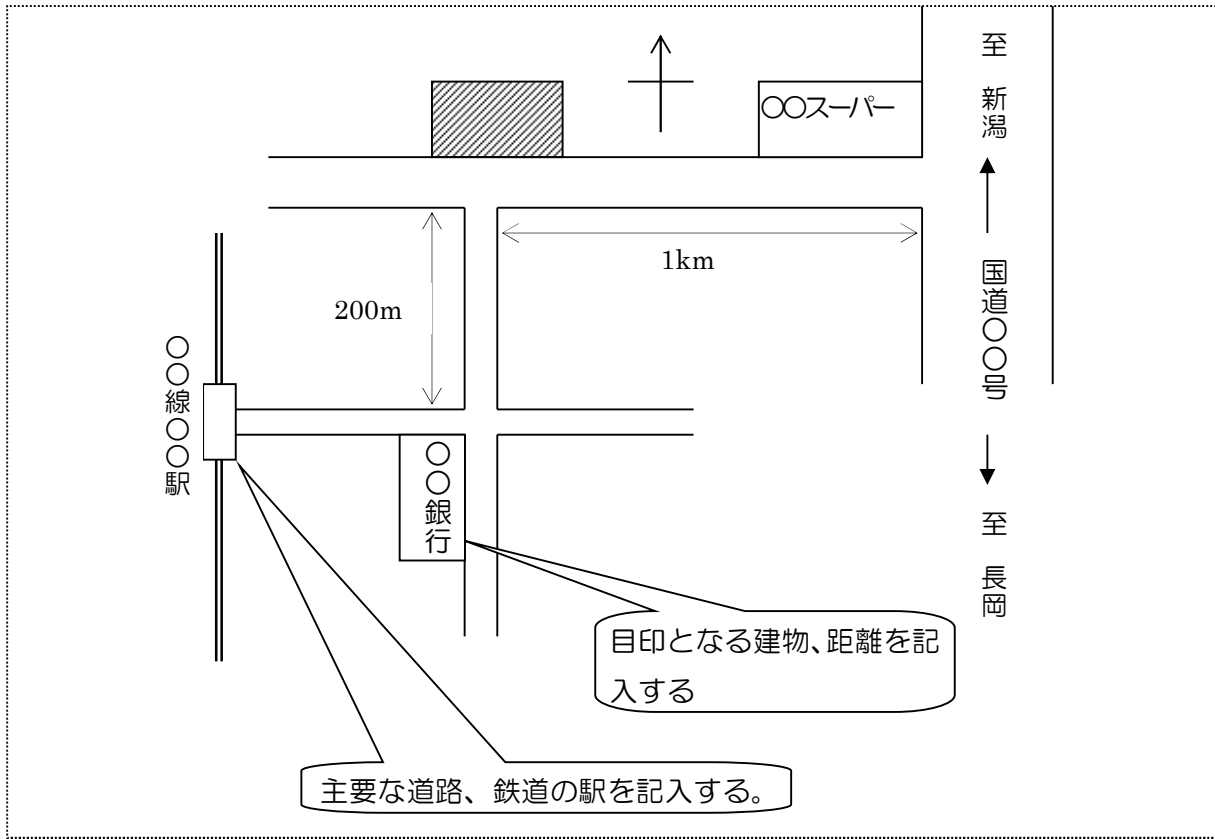
名 称	型 式	数 量	購入年月
真空掃除機	〇〇〇製 CF-V100R	5台	平成24年 2月
〃	〇〇社製 MC-700P	2台	令和 2年 8月
床みがき機	〇〇〇製 P-14H	3台	平成24年 2月
〃	〇〇〇製 P-12H	2台	〃
・浮遊粉じん量測定器	デジタル粉じん計、〇〇化学P-1	1台	平成24年 2月
・一酸化炭素検定器	真空ガス検知器、一酸化炭素検知管	一式	〃
・炭酸ガス検定器	真空ガス検知器、炭酸ガス検知管	一式	〃
・温度計	棒型	1本	〃
・乾湿球湿度計	アスマン通風乾湿計（ゼンマイ式）	一式	令和 2年 8月
・風速計	電子風速計、〇〇理化（株）	1台	平成24年 2月
・測定器固定スタンド	〇〇科学（有）	1台	〃
・残留塩素測定器	DPD法日本〇〇（株）	2台	平成24年 2月

「作業等実施方法」に記載される機械器具と整合すること。

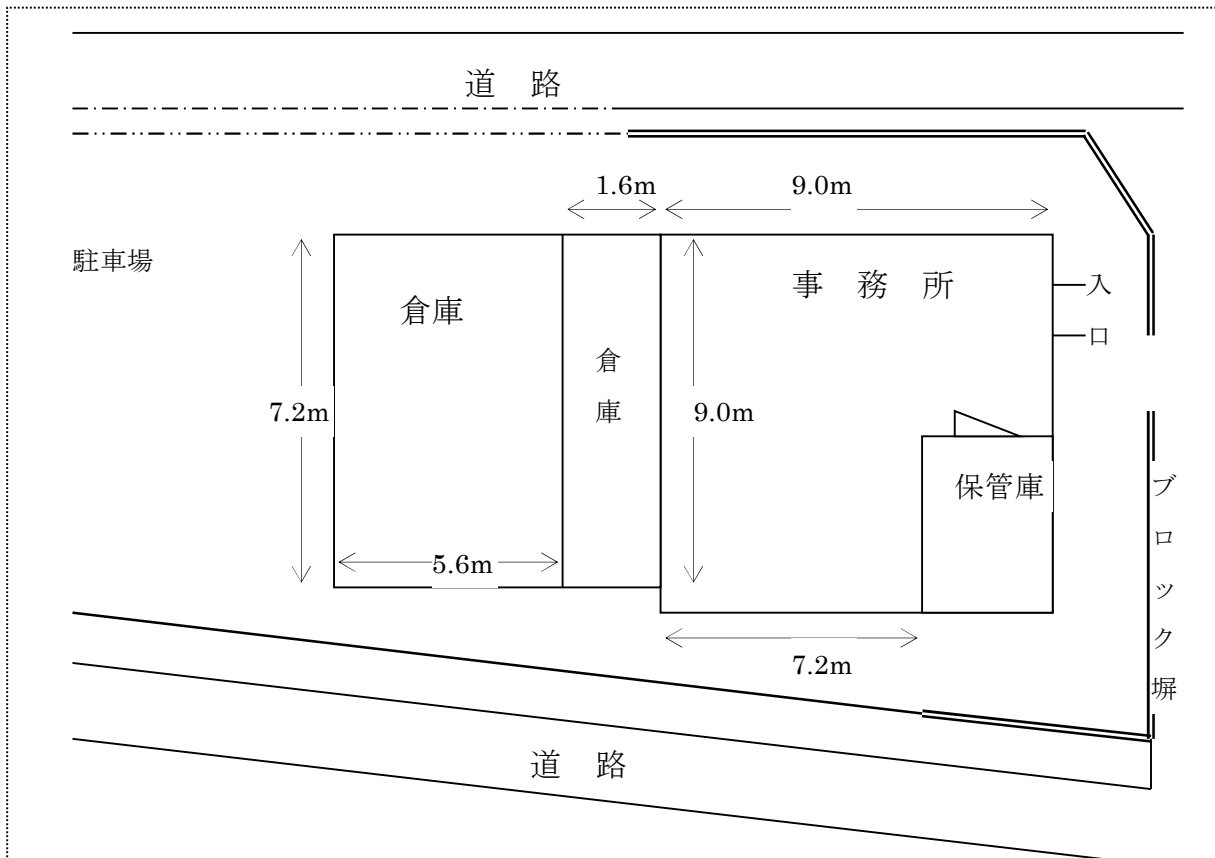
機械器具が他の者の所有であっても、借用している機械器具を長期的恒常的に占有し、かつ、自由に使用できる場合には、例外的に所有と同様に扱います。この場合は、借入年月を記入します。

『保管庫に係る資料』『検査室に係る資料』

①「施設所在地の案内図」



②「当該建物平面図」



『監督者名簿記載例』（建築物環境衛生総合管理業）

別紙2 人的要件として必要な『監督者等』について記載すること。

登録申請の日付と同一にする。

監督者等名簿

○年○月○日現在

監督者・実施者の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
統括管理者	小林 四郎 (昭和33年3月3日生)	建築物の衛生的環境の維持管理のため清掃、空気環境測定、飲料水水質検査等の統括管理を行う。	14年	建築物環境衛生管理技術者 (第12222号) 統括管理者講習修了 (第101号) 統括管理者再講習修了 (第1095号)	○年○月○日 ○年○月○日 ○年○月○日
清掃作業監督者	渡辺 五郎 (昭和48年8月18日生)	建築物の衛生的環境の維持管理のため清掃作業の監督及び従事者研修、指導を行う。	13年	ビルクリーニング技能検定合格 (第0673号) 清掃作業監督者講習修了 (第001号) 清掃作業監督者再講習修了 (第747号)	○年○月○日 ○年○月○日 ○年○月○日
空気環境測定実施者	山田 一雄 (昭和52年2月2日生)	建築物の衛生的環境の維持管理のため空気環境測定を行う。	3年	建築物環境衛生管理技術者 (第21245号) 空気環境測定実施者再講習修了 (第780号)	○年○月○日 ○年○月○日
空調給排水管理監督者	佐藤 三郎 (昭和60年9月9日生)	建築物の衛生的環境の確保のため空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う。	1年	ビル設備管理技能検定合格 (第11122号) 建築物環境衛生管理技術者 (第13355号) 空調給排水管理監督者講習修了 (第110号) 空調給排水管理監督者再講習修了 (第001号)	○年○月○日 ○年○月○日 ○年○月○日 ○年○月○日

監督者が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入すること。

講習受講資格を記入し、講習会は初回と最新のものについて「〇〇（再）講習会修了〇〇号」と記載する。あわせて、各々証明する書類を添付する

『従事者研修実施状況（今後1年間の研修計画）』記載例（登録団体が開催する「従事者研修会」）

（建築物清掃業）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（●年9月1日から□年8月31日まで）

△年8月31日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月○日	<p>(時間)</p> <p>1. 関係法令 ○分</p> <p>2. 清掃作業従事者のマナー ○分</p> <p>3. 清掃用機械器具の種類と使用方法 ○分</p> <p>4. 清掃作業方法と資機材の使い方 ○分</p> <p>5. 作業の安全と衛生 ○分</p> <p>※ (2)</p>	<p>山田一郎</p> <p>建築物環境衛生管理技術者</p> <p>(公社) 全国ビルメンテナンス協会主催清掃作業従事者研修指導者講習会受講(予定)</p> <p>※ (1)</p>	<p>○人</p> <p>(アルバイト、パート含む。)</p>	<p>○人</p> <p>(アルバイト、パート含む。)</p>

清掃作業従事者全員が受講すること。

(2) 研修の内容は、(1)の「従事者研修指導者講習会」を受講する者が各営業所で従事者研修を行う内容について記載すること。

(1) 今後1年間の研修計画については、登録団体である(公社)全国ビルメンテナンス協会が各営業所の従事者研修指導者に対し講習を行い、その講習を修了した者が、それぞれの営業所の作業従事者に対し研修を行うことを原則とする。本書面には、登録団体が行う「従事者研修指導者講習会」受講(予定)と記載する。
なお、登録団体の証明は不要。

『従事者研修実施状況（今後1年間の研修計画）』記載例（登録団体が開催する「従事者研修会」）

（建築物飲料水貯水槽清掃業）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（●年9月1日から□年8月31日まで）

△年8月31日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月	<p>(時間)</p> <p>1. 関係法令 60分</p> <p>2. 貯水槽作業の安全と衛生 60分</p> <p>3. 給水設備と機器 60分</p> <p>4. 水と健康 60分</p> <p>5. 貯水槽の掃除方法 60分</p> <p>6. 貯水槽の消毒方法 60分</p> <p>7. 貯水槽の塗装方法 60分</p> <p>登録団体が開催する貯水槽清掃作業従事者研修会受講予定</p>	<p>行政担当官 学識経験者 委嘱講師</p>	○人	○人

清掃作業従事者全員が受講すること。

今後1年間の研修計画については、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講することを原則とし、本書面には登録団体が実施する「従事者研修会」受講予定と記載する。
 なお、登録団体の証明は不要。
 （本県では、登録団体である（一社）新潟県ビルメンテナンス協会又は（一社）新潟県貯水槽管理協会が、この講習会を開催している。）

『従事者研修実施状況（今後1年間の研修計画）』記載例（登録団体が開催する「従事者研修会」）

（建築物ねずみ昆虫等防除業）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（●年9月1日から□年8月31日まで）

△年8月31日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月	<p>(時間)</p> <p>1. ビルの衛生管理行政について 20分</p> <p>2. 劇物、毒物の安全管理について 20分</p> <p>3. 殺鼠剤・殺虫剤の使用方法について 40分</p> <p>4. 機器の種類と使用方法について 30分</p> <p>5. ダニの生態と防除について 40分</p> <p>6. 蚊、チョウバエの生態と防除 50分</p> <p>登録団体が開催するねずみ防除作業従事者研修会受講予定</p>	<p>行政担当官 学識経験者 委嘱講師</p>	○人	○人

防除作業従事者全員が受講すること。

今後1年間の研修計画については、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講することを原則とし、本書面には登録団体が実施する「従事者研修会」受講予定と記載する。
 なお、登録団体の証明は不要。
 （本県では、登録団体である（一社）新潟県ビルメンテナンス協会又は（公社）日本ペストコントロール協会が、この講習会を開催している。）

『従事者研修実施状況（今後1年間の研修計画）』記載例（登録団体が開催する「従事者研修会」）

（建築物空気調和用ダクト清掃業）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（●年9月1日から□年8月31日まで）

△年8月31日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月	<p style="text-align: right;">(時間)</p> <p>1. ビルの環境衛生 30分</p> <p>2. 従事者の心得 30分</p> <p>3. 空気調和設備概論 90分</p> <p>4. ダクト汚染と診断手法 60分</p> <p>5. ダクト清掃の基本原則 30分</p> <p>6. ダクト清掃要領 150分</p> <p>7. 作業の安全・衛生管理 30分</p> <p>登録団体が開催するダクト清掃作業従事者研修会受講予定</p>	<p>行政担当官 学識経験者 委嘱講師</p>	○人	○人

清掃作業従事者全員が受講すること。

今後1年間の研修計画については、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講することを原則とし、本書面には登録団体が実施する「従事者研修会」受講予定と記載する。
なお、登録団体の証明は不要。

『従事者研修実施状況（今後1年間の研修計画）』記載例（登録団体が開催する「従事者研修会」）

（建築物排水管清掃業）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（●年9月1日から□年8月31日まで）

△年8月31日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月	<p>(時間)</p> <p>1. ビルの環境衛生と関係法令 60分</p> <p>2. 排水設備概論 60分</p> <p>3. 点検診断・検査 90分</p> <p>4. 排水設備の清掃方法 150分</p> <p>5. 業務管理一般論 60分</p> <p>登録団体が開催する排水管清掃作業従事者研修会受講予定</p>	<p>行政担当官</p> <p>学識経験者</p> <p>委嘱講師</p>	○人	○人

清掃作業従事者全員が受講すること。

今後1年間の研修計画については、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講することを原則とし、本書面には登録団体が実施する「従事者研修会」受講予定と記載する。
 なお、登録団体の証明は不要。

『従事者研修実施状況（今後1年間の研修計画）』記載例（企業内研修）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（●年9月1日から□年8月31日まで）

△年8月31日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
○年○月○日	(時間) 1. 関係法令 ○分 2. ○○清掃作業の安全と衛生 ○分 3. ○○清掃作業に用いる 機械器具の使用法 ○分 4. ○○清掃の方法 ○分	○○ ○○ ○○清掃作業監督者	○人	○人

清掃作業従事者全員が受講すること。

研修の内容については、登録団体が実施する「従事者研修会」と同程度のものであること。

『従事者研修実施状況（過去の研修実績）』記載例（企業内研修）

別紙3

従事者研修実施状況（計画）（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）

〇年〇月〇日現在

登録申請の日付と同一にする。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
〇年〇月〇日	(時間) 1. 関係法令 〇分 2. 〇〇清掃作業の安全と衛生 〇分 3. 〇〇清掃作業に用いる 機械器具の使用方法 〇分 4. 〇〇清掃の方法 〇分	〇〇 〇〇 〇〇清掃作業監督者	〇人	〇人

清掃作業従事者全員が受講すること。

研修の内容については、登録団体が実施する「従事者研修会」と同程度のものであること。

過去の研修実績については、新規登録の場合は過去1年間、再登録の場合は過去6年間に記載する。
 なお、過去6年間の実績について、書ききれない場合には、適宜欄を追加し、記載すること。

『作業等実施方法記載例』（建築物飲料水貯水槽清掃業）

別紙 4

登録申請の日付と同一にする。

作業等実施方法

〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	貯水槽清掃作業班 〇名	〇〇 〇〇 (貯水槽清掃作業監督者)	ア) 揚水ポンプ イ) 高圧洗浄機 ウ) 残水処理機 エ) 換気ファン オ) 防水用照明器具 カ) 残留塩素測定器 キ) 色度計 ク) 濁度計
	作業に従事する作業人数を記載する。 なお、この作業に従事する全ての者が従事者研修を受講すること。		
作業手順等	別紙のとおり 作業手順については、清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理に係る基準（平成14年厚生労働省告示第117号）と合致するように、作成すること。		

『作業等実施方法記載例』（建築物ねずみ昆虫等防除業）

別紙 4

登録申請の日付と同一にする。

作業等実施方法

〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	防除作業班 〇名	〇〇 〇〇 (防除作業監督者)	噴霧機（電動式SKP-12型）(1)、噴霧機（手動式TU-2型）(1)、散粉機(手動式ダスター2型) (1)、毒じ皿（プラスチック製）(20)、捕そ器（ケージトラップ）(10)、防毒マスク（有機ガス用）(3)、消火器（KSP-4H型）(1)、防じんメガネ(3)、照明器具(2)、真空掃除機(1)、調査用トラップ、実体顕微鏡
	<p>作業に従事する作業人数を記載する。 なお、この作業に従事する全ての者が従事者研修を受講すること。</p>		
作業手順等	<p>別紙のとおり</p> <p>作業手順については、清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理に係る基準（平成14年厚生労働省告示第117号）と合致するように、作成すること。</p>		

『作業等実施方法記載例』（建築物環境衛生総合管理業）

別紙 4

作業等実施方法

登録申請の日付と同一にする。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	1. 〇〇ビル班 (〇名) 2. 〇〇ビル班 (〇名) 3. 〇〇ビル班 (〇名)	〇〇 〇〇 (清掃作業監督者)	1. 真空掃除機CF-V100R型(2)、床みがき機P-14H型(2) 2. 真空掃除機MC-700P型(2)、床みがき機P-14H型(2) 3. 真空掃除機MC-700P型(2)、床みがき機P-14H型(2)
	空調給排水管理班 (〇人)	×× ×× (空調給排水管理監督者)	残留塩素測定器(1)
	空気環境測定班 (〇人)	△△ △△ (空気環境測定実施者)	浮遊粉じん量測定器P-3型(1)、真空法ガス検知器(2)、 一酸化炭素検知管FB型(50)、炭酸ガス検知管B型(50)、温度計(1)、 乾湿球湿度計アスマン通風ゼンマイ式(1)、風速計ISA-6型(1)、 測定器固定用スタンド(1)
作業手順等	別紙のとおり		

作業に従事する作業員人数を記載する。
 なお、この作業に従事する全ての者が従事者研修を受講すること。

作業手順については、清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理に係る基準（平成14年厚生労働省告示第117号）と合致するように、作成すること。

貯水槽清掃作業実施方法（作業の手順等）

貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）の清掃作業を行うに当たり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、県指導要綱等の制定の目的と趣旨を十分に理解し万全の体制を作り、実施時において下記事項を守り初期の目的遂行に努める。

第1 清掃の実施

清掃は、1年以内ごとに1回、定期に行うほか、地震、断水、減水、濁水、長期滞水、その他異常があった場合必要に応じて行う。

第2 貯水槽清掃監督者、清掃作業従事者の配置

（1）作業班の編成

貯水槽清掃作業監督者、または建築物環境衛生管理技術者等の指導監督をもとに、○名からなる作業班を編成し、清掃を行う。ただし貯水槽の規模や貯水槽、附帯機器の修理、塗装作業がある場合及びその他清掃条件等により必要に応じて調整する。

（2）貯水槽清掃作業従事者は、衛生的認識を深めるために法律等に定める研修を受け、清掃作業の技術向上に努力する。

第3 貯水槽清掃作業機械器具の使用状況と管理

（1）貯水槽の清掃作業を行うため、次の機械器具を整備する。

ア 揚水ポンプ	イ 高圧洗浄機
ウ 残水処理機	エ 換気ファン
オ 防水型照明器具	カ 残留塩素測定器
キ 濁度計	ク 色度計

（2）機械器具等は、貯水槽清掃に専用のものとし他の作業に使用してはならない。

（3）上記の機械器具等を適正に保管するため専用の保管庫をもうける。保管庫は衛生的に保管できる構造とし、独立の鍵をかけ、みだりに機械器具等を持ち出せないようにする。

（4）上記の機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じて、整備又は修理を行う。

第4 保管庫の管理責任者の氏名

機械器具等を管理する責任者（貯水槽清掃作業監督者）は ○○ ○○○
と定め常に点検整備を行い、その状況を記録保管する。

第5 貯水槽清掃作業監督者・貯水槽清掃作業従事者の検便等の時期

清掃に従事する者は常に次のことに留意する。

- (1) 健康を保持し、清掃日前日の入浴、作業直前の手足などの洗浄及び消毒を励行する。
- (2) 作業員は（6ヶ月以内に1回）に検便、その他健康診断を行い、その結果を1年間保存しておく。
- (3) 病原菌の保菌者及び作業当日健康状態不良（下痢、発熱等）の者は作業に従事させない。
- (4) 検便は、 (○) ○○○○○ に依頼する。

第6 事前の点検

作業上貯水槽に合った的確な清掃を行うため、設置者等と十分打合せを行い次により事前点検を行う。

- (1) 給水施設図面等により、その構造、配管、電気配置等を確認する。
- (2) 貯水槽周辺の状況、不衛生なゴミの有無等を点検する。
- (3) マンホールの施錠の有無や汚水・雨水等浸入の有無を点検する。
- (4) 水抜管及びオーバーフロー管の吐水口空間並びに水抜管、空気抜管、オーバーフロー管等開口部の防虫設備を点検する。
- (5) 貯水槽内部に異物が沈殿し又は付着していないか等内部状態を点検する。
- (6) 貯水槽の水漏れ外壁の損傷等を点検する。
- (7) 各種機器の作動状態を点検する。
ボールタップ・満減水警報装置・フロートスイッチ又は電極式制御装置・給水ポンプ・フート弁・塩素滅菌器等
- (8) 作業場所の安全性を確認する。
- (9) 前項（1）～（8）の点検に基づき、工程表を作成する。

第7 作業準備

清掃作業に入る前に次の点に十分注意する。

- (1) 作成した工程表を、設置者等に周知する。
- (2) 塗装を必要とする場合、乾燥は天候に左右されるので強制乾燥機の準備を考慮する。（防錆塗装はJWWA規格にしたがって行う）
- (3) 貯水槽清掃作業機械器具は専用とし、使用前に必ず洗浄消毒を行う。
- (4) 代用貯水槽の設置又は、給水系統の仮設配管等にあたっては、クロスコネクション等により相互汚染を起こさないようにする。
- (5) 安全処置の確認は次のとおり行う。

- ア 酸素欠乏、有毒ガスの充満・塗装の有機溶剤中毒等の防止のための換気装置の確認を行う。
- イ 感電防止のため電気配線の安全性の確認を行う。
- ウ 塗装時、有機溶媒等による爆発事故の防止のため槽内での火気の取扱いの注意及び電気接点等の点検を行う。
- エ 作業用仮設物の安全の再確認及び作業従事者の危険防止のため防護措置の確認を行う。

第8 機械器具の洗浄と作業衣等の消毒状況

- (1) 作業衣の着用は、原則として作業現場において行う。
- (2) 専用の作業衣は消毒、クリーニング済みのものを使用する。
- (3) 槽内持込み器具、長靴等は次亜塩素酸ナトリウム50 mg/l溶液で消毒する。
- (4) 作業員は手足を石けんで洗い消毒する。

第9 清掃の手順

- (1) 受水槽の入水バルブを閉める。
- (2) 受水槽に排水弁のある場合は、弁を開き排水する。(ただし、排水開始前にマンホール蓋は必ず開放する。) 排水弁の無い場合は、揚水ポンプ(排水ポンプ)を使用して排水する。
- (3) 槽外架台、タラップ、マンホール周辺の消毒(次亜塩素酸ナトリウム50 mg/l溶液)を行う。
- (4) 清掃に必要な残水量まで排水し、排水を停止する。
- (5) 内部清掃は次の順序で行う。
 - ア 洗浄機、ブラシ等で壁面の水あか、鉄バクテリア等の除去を行う。
 - イ 槽内の給水管、その他の機器のさび落とし及び点検を行い、必要に応じて取り替え、又は補修を行う。(特にフート弁の点検は確実に実施する。)
 - ウ 槽内部の水、汚泥等を完全に除去する。
 - エ 水洗いを行う。
 - オ 槽内に作業用工具部品及び異物等の置き忘れ物の有無の点検確認をする。
 - カ 洗浄後、布等できれいにふきとり次亜塩素酸ナトリウム100 mg/l溶液で消毒し、30分以上放置する。
 - キ 2回目の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム50 mg/l溶液で仕上げ消毒を30分以上行い、消毒に用いた次亜塩素酸ナトリウムを排除するとともに、消毒終了後は貯水槽内に立ち入らない。
- (6) 槽周辺の清掃(槽外壁の洗浄、槽周囲の除草等)を行う。
- (7) 清掃作業は受水槽・中間水槽、次に高置水槽又は圧力水槽の順とする。

- (8) 消毒後30分以上経過してから水張りを実施する。
- (9) 中間水槽及び高置水槽の清掃は受水槽清掃方法に準じて行う。
- (10) 掃除によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき適切に処理する。
- (11) 貯水槽の報告書に添付する、清掃前・後の写真は確実に撮影する。

第10 使用する消毒薬剤の名称及び使用方法

消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウムは厚生労働省検定済の法定代用消毒薬医薬品の指定を受けたものを使用する。

第11 作業後の貯水槽の点検の手順

- (1) 配管等の空気抜きを行い、各階の末端給水栓から水が出るのを確認する。
- (2) 自動機器の正常な作動・停止を見届ける。
 - ア 警報装置の停止確認と警報停止ボタンの復帰確認
 - イ 液面制御装置の作動確認
 - ウ 揚水ポンプの自動発停確認
 - エ 塩素滅菌器の逆流止め玉弁及びサイホンブレーカーの作動状況等

第12 作業終了後次のとおり水質検査を行う。

- (1) 貯水槽満水後、貯水槽清掃作業監督者は、各階の給水栓を開放し十分放水した後給水栓末端の水について次の項目を検査し、異常のないことを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。
 - ア 濁度 2度以下（濁度計にて）
 - イ 色度 5度以下（色度計にて）
 - ウ 遊離残留塩素 0.2 mg/l以上（残留塩素測定器にて）
の含有率 （結合残留塩素で1.5 mg/l以上）
 - エ 臭気 異常でないこと（ただし消毒によるものを除く）
 - オ 味 異常でないこと（ただし消毒によるものを除く）
- (2) 検体の採取と測定は出来るだけ設置者等の立会いを求めて行う。
- (3) 水質検査機関による水質検査の実施

水槽の清掃完了後速やかに給水栓末端から採水し、「水質基準に関する省令の制定等に伴う水質検査の実施等について（通知）」（平成16年2月26日付け生衛第693号 新潟県福祉保健部長通知）で定める一般項目検査を行う。なお、検体の採水は原則として水質検査機関が行う。

第13 作業報告の作成の手順及び報告書の保管責任者の氏名

(1) 次の内容の報告書を作成し設置者及び行政機関にそれぞれ提出する。(5年間保存する。)

- ①建築物の名称、所在地、建物の規模
- ②建築物の所有者の住所、氏名
- ③清掃作業の年月日・天候・断水時間
- ④貯水槽清掃作業監督者の氏名
- ⑤清掃作業従事者氏名と人数
- ⑥槽の位置・材質・容量と有効容量
- ⑦槽内外の点検結果及び補修状況
- ⑧作業内容の説明
- ⑨使用薬品名と希釈濃度及び消毒回数
- ⑩塗装を行った場合は、その材料名と塗装方法
- ⑪所見（設置者への提言事項等）
- ⑫作業の前後を撮った写真と検査機関に依頼した水質検査の成績表を添付する。

(2) 清掃作業報告書の保管主任者（貯水槽清掃作業監督者）は 〇〇 〇〇〇 が行う。

第14 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

- ・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
イ業務の範囲
ウ委託する期間

- ・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

- ・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
- ・報告を受けた実施状況について記録保管する。

第15 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

防除作業手順等

1 事前調査、準備・計画等

- (1) 事前に現場調査を完全に行い、ねずみ等の発生場所、生息場所及び浸入経路並びにこれらによる被害の状況を把握し、当該調査の結果に基づき建物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行う。
- (2) 建築物内のごみの処理状況、飲食物の保管の状況を点検し、必要に応じ、ねずみ等の発生を防止するための措置を講じる。
- (3) 食料を取り扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2ヶ月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講じる。
- (4) 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講じる。
- (4) 施行法、施行期日、使用薬剤等についてビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等と十分打合せのうえ、作業工程表を作成する。
- (6) 対象種や建築構造に合わせて次の施行法のうち最適なものを選定して防除を行う。長期契約のビルについては月1回以上の定期点検を行い、その結果により防除を行う。
 - ねずみ防除
 - (1) 殺そ剤又は捕そ器によりねずみを殺す。
 - (2) 生息場所を除去し、営業材料を適切に処理する。
 - (3) ねずみの出入を防止する設備を設ける。
 - 昆虫の防除
 - (1) 発生源を除去し、発生源となる施設等を改善する。
 - (2) 薬品等により成虫、幼虫及びさなぎを殺す。
- (7) ねずみ等の防除を行うため殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めるとともに、薬剤は施錠できる保管庫等に保管する。

2 作業手順

- (1) 作業現場の準備（水槽、植木鉢、小動物その他障害物の移動、養生）
- (2) 作業の実施
 - ねずみ等の防除を行うに当たっては、次の点に留意して行う。
 - ア 防除作業を行うにあたっては、日時、作業方法等を建築物の利用者に周知徹底させ、なるべく人のいない時間に作業する。
 - イ 薬剤の散布を行うにあたっては、次の点に留意する。
 - a 作業員は適切な防護具を使用し、作業中は禁煙、食事前の手洗い、うがいの励行その他連続作業を避ける等健康管理に十分注意する。

- b 火災に対する予防措置を講じると共に什器等の汚染防止に努めるほか合成樹脂、ジュタン、紙など薬品に侵される恐れのあるものには注意し、薬品をこぼした場合はすばやく拭き取る。
 - c 薬剤散布後安全が確かめられるまでは入室を禁じる等建築物の利用を制限する。
 - ウ 食毒剤（毒餌剤）の使用にあたっては、誤食防止を図る。
 - エ 捕そ器の使用にあたっては、人に危害を及ぼさぬようにする。
- (3) 作業終了後の点検、後始末
- ア 仕かけた殺そ剤が残った場合は必ず直ちに回収し、殺虫剤等使用後残った薬液は容器に回収する。
 - イ ねずみ等の死がい焼却その他衛生的な方法で処理する。
 - ウ 作業衣、使用器具は防除作業専用のもとし、他のものと区別して保管、洗浄を行い、汚染防止に努める。
 - エ 必要に応じ、強制換気や清掃等を行う。

3 効果の判定、報告

- (1) 防除作業実施後の効果判定は必ず行い施行の適否を確認する。防除の効果が認められない場合はその原因を確かめ、事後の作業計画策定の参考とすると共に必要に応じ再度防除作業を行う。
- (2) 点検、防除作業を実施したときは、実施年月日、作業内容、実施者名、使用薬剤等を記載した報告書を作成し、ビル所有者又は建築物環境衛生管理技術者等に報告し、その控えは防除作業監督者 〇〇 〇〇〇 が保管し、その保存期間は5年間とする。

4 機械器具、薬剤の保管、点検、記録

- (1) 機械器具、殺虫、殺そ用薬剤は施錠できる専用の保管庫に保管し、防除作業監督者 〇〇 〇〇〇 が管理する。
- (2) ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

- (1) 業務を委託する際の手順
 - ・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
 - ア 受託者の氏名（法人にあつては名称）、住所
 - イ 業務の範囲
 - ウ 委託する期間

- ・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。
- (2) 業務の実施状況の把握方法
- ・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、防除作業及び防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
 - ・報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

記載例

清掃作業手順等

1 清掃作業計画及び清掃作業手順書

- (1) 清掃作業の計画にあたっては、当該建築物の用途、使用状況、清掃区域の面積、使用建材等を十分調査し、ビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等と作業計画について綿密な打合せを行い、作業基準（清掃区域別の掃き拭き、掃除機掛け、作業法）及び作業工程（機械器具、資材の適正数量、従事者数及び実施の日時、回数）を設定し、年間作業計画表及び作業手順書を策定する。
- (2) 作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業等の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

2 清掃作業の実施

清掃作業は、年間作業計画及び作業手順書に基づいて作業の安全、従事者の健康管理を配慮し、次の点に留意し、的確に実施する。

- (1) 日常清掃にあつては、当該建築物内の清掃の保持に努める。
- (2) 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗装の状況を点検し、必要に応じ補修、再塗装等を行う。
- (3) 清掃に用いる洗剤、床維持剤の使用にあつては、床仕上剤等の建材の特性に適合したものをを用い、その使用及び管理を適切に行う。
- (4) カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜きを行い、洗剤を使用した場合は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。
- (5) 6ヶ月以内ごとに1回定期に行う清掃については、家具の背後、階段の裏、内壁、高所、天井裏等、日常清掃のおよびにくい箇所及び照明器具、ブラインド、カーテン等の汚れの状況を点検し必要に応じ除じん、洗浄を行う。
- (6) 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- (7) 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」の規定により適切かつ速やかに処理する。

3 作業結果の報告等

- (1) 作業実施の結果は、実施の日時、場所、作業内容、回数、従事者名等を報告書にまとめビル所有者又は建築物環境衛生管理技術者に報告する。
- (2) 報告書の控は清掃作業監督者 〇〇 〇〇〇 が保管し、その保存期間

は5年とする。

4 清掃用機械器具等の保管、点検、記録

(1) 真空掃除機、床みがき機その他の掃除用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、責任者を定め、次の点に留意して定期的に点検し、必要に応じ整備、取替え等を行う。

ア 機械器具の機能が著しく劣化していないこと。

イ 洗浄タンク、汚水タンクの漏れ及び油漏れがないこと。

ウ 真空掃除機のフィルターが目詰まりを起こしていないこと。又著しく劣化していないこと。

エ 保管庫内が整頓きれ、清潔でねずみ等が生息あるいは出入していないこと。

(2) 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、次の点に留意して点検し必要に応じ補修、消毒等を行う。

ア 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備が清潔に保たれ、かつ、当該建築物において発生する廃棄物を適正に処理する能力を維持していること。

イ 著しい臭気、ほこり及び排煙等の発生がないこと。

ウ ねずみ等が生息あるいは出入していないこと。

(3) 点検、整備の記録

清掃用機械器具、保管庫、廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他処理設備の点検、整備について実施年月日、点検整備の結果、実施者名等を記録し、5年間保存する。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。

ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所

イ業務の範囲

ウ委託する期間

・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、清掃作業及び清掃機械器具等の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。

・報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

記載例

空気環境測定の実業手順等

1 測定計画

空気環境測定にあたっては、当該建築物の用途、構造、面積等について事前に調査し、建築物環境衛生管理技術者と綿密に打合せのうえ測定計画（測定回数、測定場所、測定時刻及び測定項目）を策定する。

2 測定の基準

測定は、次の基準による。

- (1) 最低2か月以内ごとに1回とする。
- (2) 1測定点を1日2回測定することを標準とする。
- (3) 測定点は測定対象面積（空調対象面積）500～600㎡に1点とし、各階に1点以上とする。

3 測定実施の方法

- (1) 作業の安全について次の点に十分注意する。

- ア 測定機器の移動の際の衝突、落下防止等
- イ 測定中の電源コードによる感電、検知管等のガラス破片による切傷防止
- ウ 測定作業中その周辺における第三者への危険防止

- (2) 準備

- ア 測定にあたっては、所定の作業衣を装着する。
- イ 測定機器固定用スタンドに機器を安全、確実に設置する。
- ウ 室内管理者に測定について説明し、入室許可を得る。
- エ 測定開始前に必ず測定用機器の点検、校正等を行い、これらの記録は空気環境測定実施者が保管する。

- (3) 測定方法

- ア 測定位置は、居室中央部の床上75cm以上150cm以下とする。
- イ 測定は始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な2時点で行う。
- ウ 一酸化炭素、二酸化炭素、浮遊粉じん量の測定値は（3）－イの2回の測定値の平均値をもって1日使用時間中の平均値とする。
- エ 一酸化炭素、二酸化炭素含有率は不完全変色の始点で判読する。
- オ 測定項目及び方法

温度及び湿度	〇〇社製アスマン通風ゼンマイ式使用
気流	〇〇社製〇〇型 風速計使用
一酸化炭素含有率	3分吸込 〇〇社製〇〇型真空法ガス検知器使用
二酸化炭素含有率	5分吸込 〇〇社製〇〇型真空法ガス検知器使用

浮遊粉じん量 1分吸込 ○○社製○○型使用

カ 測定中に基準値を超える異常値を測定した場合は、直ちに再測定を行い、原因を確認しておく。

4 測定結果の記録、報告等

ア 測定結果は集計、記録し、建築物環境衛生管理技術者に報告する。この場合測定結果に異常がある場合は直ちに報告すると共に適切な措置がとれるよう具体的に記述しておくものとする。

イ 報告書の控は、空気環境測定実施者 ○○ ○○○ が保管し、5年間保存する。

5 測定機器の管理

ア 測定機器について、定期的に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。

イ 浮遊粉じん量測定機器は年1回厚生労働大臣登録機関により較正を受ける。

6 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。

ア 受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所

イ 業務の範囲

ウ 委託する期間

・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。

・報告を受けた実施状況について記録保管する。

7 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

(1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画

(2) 24時間対応できるような行動計画

飲料水水質検査の作業手順等

1 水質検査の実施

- (1) 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同表の下欄に掲げる方法により行う。
- (2) 飲料水を十分放流した後末端水栓から採水し、色及び濁りの異常を観察、残留塩素測定器により残留塩素の量を測定する。
- (3) 残留塩素の測定は、7日以内ごとに1回定期に実施する。
- (4) 水質検査は、試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存する。
- (5) 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管する。

2 検査結果の記録、報告等

- (1) 検査結果は、日時、採水の場所、測定結果及び従事者名を記録し、ビル管理者又は建築物環境衛生管理技術者に報告する。この場合異常と認めたときは直ちに報告すると共に適切な措置がとれるようその内容を具体的に記述しておくものとする。
- (2) 水質検査の結果報告書は、管理者 〇〇 〇〇〇 が保管し、5年間保存する。

3 検査室

- (1) 検査室は、 〇 〇 〇 〇 が保管する。
- (2) 検査室は、必要に応じ整理、清掃を行う。

4 水質検査に用いる機械器具等の点検、記録

- (1) 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。
- (2) 水質検査に用いる機械器具その他の設備についての点検等の記録を機械器具その他の設備ごとに整理して保管する。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

- (1) 業務を委託する際の手順
 - ・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
 - ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
 - イ業務の範囲

ウ委託する期間

- ・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

- ・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
- ・報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

記載例

ダクト清掃作業手順等

1 ダクト清掃作業計画

ダクト清掃作業の計画にあたっては、当該建築物の用途、使用状況、清掃区域の面積等を十分調査し、ビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等と作業計画について綿密な打合せを行い、作業基準及び作業工程（機械器具、従事者数及び実施の日時、回数）を設定し、清掃作業計画表を作成する。

2 清掃作業の実施

清掃作業は、年間作業計画に基づいて作業の安全、従事者の健康管理等を配慮し、次の点に留意し、的確に実施する。

- (1) 清掃を行うにあたっては、ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行う。
- (2) 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行う。
- (3) 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認する。
- (4) 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認し、粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずる。
- (5) 清掃によって排出されるごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」の規定により適切かつ速やかに処理する。

3 作業結果の報告等

- (1) 作業実施の結果は、実施の日時、場所、作業内容、回数、従事者名等を報告書にまとめビル所有者又は建築物環境衛生管理技術者に報告する。
- (2) 報告書の控は清掃作業監督者 〇〇 〇〇〇 が保管し、その保存期間は5年とする。

4 清掃用機械器具等の保管、点検、記録

ダクト清掃作業に用いる機械器具その他の設備について定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行い、整備について実施年月日、点検整備の結果、実施者名等を記録し、5年間保存する。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

- ・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
 - ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
 - イ業務の範囲
 - ウ委託する期間
- ・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

- ・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
- ・報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

記載例

排水管清掃作業手順等

1 排水管清掃作業計画

排水管清掃作業の計画にあたっては、当該建築物の用途、使用状況、清掃区域の面積等を十分調査し、ビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等と作業計画について綿密な打合せを行い、作業基準及び作業工程（機械器具、従事者数及び実施の日時、回数）を設定し、清掃作業計画表を作成する。

2 排水管清掃作業の実施

排水管清掃作業は、清掃作業計画に基づいて作業の安全、従事者の健康管理等を配慮し、次の点に留意し、的確に実施する。

- (1) 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行う。
- (2) 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し清掃の効果を確認する。
- (3) 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずる。
- (4) 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認する。

3 作業結果の報告等

- (1) 作業実施の結果は、実施の日時、場所、作業内容、回数、従事者名等を報告書にまとめビル所有者又は建築物環境衛生管理技術者に報告する。
- (2) 報告書の控は清掃作業監督者 ○○ ○○○ が保管し、その保存期間は5年とする。

4 排水管清掃用機械器具等の保管、点検、記録

- (1) 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。
- (2) 排水管の清掃に用いる機械器具等の保管庫については、責任者（排水管清掃作業監督者） ○ ○ ○ ○ が保管し、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。
- (3) 排水管の清掃機械器具、保管庫並びにその他の設備の点検、整備について実施年月日、点検整備の結果、実施者名等を記録し、5年間保存する。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

- ・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
 - ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
 - イ業務の範囲
 - ウ委託する期間
- ・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

- ・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
- ・報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

記載例

空気の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の作業手順

1 方法

- (1) 空気調和設備の維持管理を次に定めるところにより行う。
 - ① 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
 - ② 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行う。
 - ③ 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行う。
 - ④ ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
 - ⑤ 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検する。
 - ⑥ 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん剤、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検する。
 - ⑦ 自動制御装置について、隔測湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検する。
- (2) 機械換気設備の維持管理を次に定めるところにより行う。
 - ① 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
 - ② ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
 - ③ 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検する。
- (3) 貯水槽等の給水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。
 - ① 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
 - ② 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行い、貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の項目の検査を行い、基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2 mg/l以上、 結合型残留塩素の場合は1.5 mg/l以上。
2	色度	5度以下であること。
3	濁度	2度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- ③ 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ④ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ⑤ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ⑥ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- ⑦ 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の温度を均一に維持する。
- ⑧ 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ⑨ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。
- (4) 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。
- ① 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
- ② 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ③ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気口に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ④ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ⑤ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- ⑥ 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。

- ⑦ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。
- (5) 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。
- ① トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認する。
- ② 排水管及び通気口について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ③ 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷・き裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ④ フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- (6) 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期に行うとともに、給水栓における飲料水の水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認する。

2 作業結果の報告等

- (1) 空気の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の作業実施の結果は、実施の日時、場所、内容、回数、従事者名等を報告書にまとめビル所有者又は建築物環境衛生管理技術者に報告する。
- (2) 報告書の控は空調給排水管理監督者 〇〇 〇〇〇 が保管し、その保存期間は5年とする。

3 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

- (1) 業務を委託する際の手順
- ・あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
ア受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
イ業務の範囲
ウ委託する期間
 - ・委託に伴う相互の責任分担を明確にしておく。
- (2) 業務の実施状況の把握方法
- ・受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
 - ・報告を受けた実施状況について記録保管する。

4 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

記載例

第9 参考資料

目 次

1	『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』	-----	95
2	『建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則』	-----	98
3	『清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理方法等に係る基準』 (平成14年厚生労働省告示第117号)	-----	108
4	保健所（健康福祉（環境）部）住所一覧	-----	116
5	関係団体等住所一覧	-----	117

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

第3章 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録

（登録）

第12条の2 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 1 建築物における清掃を行う事業
- 2 建築物における空気環境の測定を行う事業
- 3 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
- 4 建築物における飲料水の水質検査を行う事業
- 5 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
- 6 建築物の排水管の清掃を行う事業
- 7 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業
- 8 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業

2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつた場合において、その申請に係る営業所のその登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。

3 前項の基準は、多数の者が使用し、又は利用する建築物について第1項各号に掲げる事業の業務を行うのに必要かつ十分なものでなければならない。

4 登録の有効期間は、6年とする。

5 前各項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（登録の表示）

第12条の3 前条第1項の登録を受けた者（以下「登録業者」という。）は、同項の登録に係る営業所（以下「登録営業所」という。）について、同項第1号に掲げる事業に係る

ものにあつては登録建築物清掃業と、同項第2号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物空気環境測定業と、同項第3号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物空気調和用ダクト清掃業と、同項第4号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物飲料水水質検査業と、同項第5号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物飲料水貯水槽清掃業と、同項第6号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物排水管清掃業と、同項第7号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物ねずみ昆虫等防除業と、同項第8号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物環境衛生総合管理業と表示することができる。

(登録の取消し)

第12条の4 都道府県知事は、登録営業所が、第12条の2第2項の基準に適合しなくなつたときは、その登録を取り消すことができる。

(報告、検査等)

第12条の5 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録業者に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録営業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第9条の12第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第4章 登録業者等の団体の指定

第12条の6 厚生労働大臣は、登録業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録業者又は登録業者の団体を社員とする一般社団法人であつて、次項に規定する業務を適正に行うことができると認められるものを、第12条の2第1項各号に掲げる事業ごとに、その申出により、それぞれ、次項に規定する業務を全国的に行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人（以下「指定団体」という。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1 登録業者の業務を適正に行うため必要な技術上の基準の設定
- 2 登録業者の求めに応じて行う業務の指導
- 3 登録業者の業務に従事する者に対するその業務に必要な知識及び技能についての研修
- 4 登録業者の業務に従事する者の福利厚生に関する施設

3 指定団体は、その業務の1部を、厚生労働大臣の承認を受けて、外の者に委託することができる。

第5章 雑則

(表示の制限)

第12条の10 何人も、第12条の2第1項各号に掲げる事業につき同項の登録を受けないで、当該事業に係る営業所につき第12条の3に規定する表示又はこれに類似する表示をしてはならない。

第6章 罰則

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

4 第11条第1項、第12条の5第1項若しくは第12条の9第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による職員の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第14条の2第1号、第14条の4又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

3 第12条の10の規定に違反した者

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抜粋）

（防除を行う動物）

第4条の4 令第2条第3号の厚生労働省令で定める動物は、ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物（以下「ねずみ等」という。）とする。

（人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物）

第23条 法第12条の2第1項第7号の厚生労働省令で定める動物は、第4条の4に規定する動物とする。

（建築物における衛生的環境の通常的管理に必要な程度）

第24条 法第12条の2第1項第8号の厚生労働省令で定める程度のものは、清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下この条において「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であつて、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものとする。

（建築物清掃業の登録基準）

第25条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第1号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

1 次の機械器具を有すること。

- イ 真空掃除機
- ロ 床みがき機

2 清掃作業の監督を行う者が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第614号）第414条第1項に規定する技能検定であつてビルクリーニングの職種に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

- イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの

3 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- イ 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃

作業の安全及び衛生に関するものであること。

二 その指導に当たる者が、八の内容を指導するのに適当と認められる者であること。

4 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物空気環境測定業の登録基準)

第26条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第2号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

1 第3条の2第1号の表の第1号から第6号の下欄に掲げる測定器(同表第2号から第6号までの下欄に掲げる測定器については、これと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)及び空気環境の測定作業に必要な器具を有すること。

2 空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

3 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準)

第26条の3 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第3号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

1 次の機械器具を有すること。

イ 電気ドリル及びシャー又はニブラ

ロ 内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。)

ハ 電子天びん又は化学天びん

ニ コンプレッサー

ホ 集じん機

ヘ 真空掃除機

2 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空

気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

3 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

4 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物飲料水水質検査業の登録基準)

第27条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第4号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

1 次の機械器具を有すること。

イ 高圧蒸気滅菌器及び恒温器

ロ フレームレス—原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ—質量分析装置

ハ イオンクロマトグラフ

ニ 乾燥器

ホ 全有機炭素定量装置

ヘ pH計

ト 分光光度計又は光電光度計

チ ガスクロマトグラフ—質量分析計

リ 電子天びん又は化学天びん

2 水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること。

3 水質検査を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者

ロ 臨床検査技師であつて、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学

的検査の実務に従事した経験を有する者

ハ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者

二 イ、ロ又はハに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

4 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準)

第28条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第5号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

1 次の機械器具を有すること。

イ 揚水ポンプ

ロ 高圧洗浄機

ハ 残水処理機

二 換気ファン

ホ 防水型照明器具

ヘ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器

2 前号の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

3 第1号の機械器具は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること。

4 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

5 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

二 その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

6 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物排水管清掃業の登録基準)

第28条の3 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第6号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

1 次の機械器具を有すること。

イ 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）

ロ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル

ハ ワイヤ式管清掃機

ニ 空圧式管清掃機

ホ 排水ポンプ

2 前号の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

3 第1号の機械器具は、排水管の清掃に専用のものであること。

4 排水管の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

5 排水管の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに相当と認められる者であること。

6 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準)

第29条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第7号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

1 次の機械器具を有すること。

- イ 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
 - ロ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
 - ハ 噴霧機及び散粉機
 - ニ 真空掃除機
 - ホ 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器
- 2 前号の機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
- 3 ねずみ等の防除作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
- イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 4 ねずみ等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
- イ ねずみ等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
 - ハ その内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。
 - ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに相当と認められる者であること。
- 5 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(建築物環境衛生総合管理業の登録基準)

第30条 法第12条の2第2項の規定による同条第1項第8号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

- 1 次の機械器具を有すること。
- イ 真空掃除機
 - ロ 床みがき機
 - ハ 第26条第1号の測定器及び器具
 - ニ 残留塩素測定器
- 2 業務全般を統括する者が、免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。
- イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための講習の課程

を修了し、修了した日から6年を経過しない者

□ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの

- 3 清掃作業の監督を行う者が第25条第2号に規定する要件に該当するものであること。
- 4 清掃作業に従事する者が第25条第3号に規定する要件に該当するものであること。
- 5 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者が、職業能力開発促進法第414条第1項に規定する技能検定であつてビル設備管理の職種に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

□ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの

- 6 空気環境の測定を行う者が第26条第2号に規定する要件に該当するものであること。
- 7 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること

□ その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること

- 8 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

(登録の申請)

第31条 法第12条の2第1項の規定により登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所
- 2 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- 3 登録を受けようとする事業の区分

2 法第12条の2第1項第1号の事業に関し登録を受けようとする場合には、前項の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- 1 清掃作業に用いる機械器具の概要を記載した書面

- 2 清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第25条第2号に規定する者であることを証する書類
 - 3 第25条第3号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 4 清掃作業及び清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 3 法第12条の2第1項第2号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第1項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
- 1 空気環境の測定に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 2 空気環境の測定を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第26条第2号に規定する者であることを証する書類
 - 3 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 4 法第12条の2第1項第3号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第1項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
- 1 空気調和用ダクトの清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 2 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第26条の3第2号に規定する者であることを証する書類
 - 3 第26条の3第3号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 4 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 5 法第12条の2第1項第4号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第1項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
- 1 飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 2 飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面
 - 3 飲料水の水質検査を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第27条第3号に規定する者であることを証する書類
 - 4 飲料水の水質検査及び飲料水の水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 6 法第12条の2第1項第5号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第1項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
- 1 飲料水の貯水槽の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 2 前号の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
 - 3 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第28条第4号に規定する者であることを証する書類
 - 4 第28条第5号に規定する研修の実施状況を記載した書面

- 5 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 7 法第12条の2第1項第6号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第1項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
 - 1 排水管の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 2 前号の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
 - 3 排水管の清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第28条の3第4号に規定する者であることを証する書類
 - 4 第28条の3第5号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 5 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 8 法第12条の2第1項第7号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第1項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
 - 1 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 2 前号の機械器具及び防除作業に用いる薬剤の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
 - 3 ねずみ等の防除作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第29条第3号に規定する者であることを証する書類
 - 4 第29条第4号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 5 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 9 法第12条の2第1項第8号の事業に関し登録を受けようとする場合には、第1項の申請書に次の書類を添付しなければならない。
 - 1 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 2 業務全般を統括する者の氏名を記載した書面及びその者が第30条第2号に規定する者であることを証する書類
 - 3 清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第30条第3号に規定する者であることを証する書類
 - 4 第30条第4号に規定する研修の実施状況を記載した書面
 - 5 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者の氏名を記載した書面並びにその者が第30条第5号に規定する者であることを証する書類
 - 6 空気環境の測定を行う者の氏名を記載した書面及びその者が第30条第6号に規定する者であることを証する書類
 - 7 第30条第7号に規定する研修の実施状況を記載した書面

8 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
(登録証明書)

第32条 都道府県知事は、法第12条の2第1項の登録をしたときは、申請者に様式第6号による登録証明書を交付するものとする。

(変更の届出等)

第33条 法第12条の2第1項の登録を受けた者(以下「登録業者」という。)は、次に掲げる事項に変更があつたとき又は登録に係る事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 2 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
 - 3 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備
 - 4 第31条第2項第2号若しくは第4号、第3項第2号若しくは第3号、第4項第2号若しくは第4号、第5項第3号若しくは第4号、第6項第3号若しくは第5号、第7項第3号若しくは第5号、第8項第3号若しくは第5号又は第9項第2号、第3号、第5号、第6号若しくは第8号に規定する書面に記載された事項
- 2 前項第3号又は第4号の事項に変更があつたときは、変更後においても第25条から第30条までに規定する基準に適合することを証する書類を添付しなければならない。

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準
(平成14年厚生労働省告示第117号)

- 第1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。）第25条第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。
- 一 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行うこと。
 - 二 カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
 - 三 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
 - 四 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
 - 五 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
 - 六 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
 - 七 一から六までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
 - 八 七に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
 - 九 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間（以下「受託者の氏名等」という。）を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
 - 十 建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第六条に規定する建築物環境衛生管理技術者（以下単に「建築物環境衛生管理技術者」という。）からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に

係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第2 規則第26条第3号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。
- 二 空気環境の測定の結果を5年間保存すること。
- 三 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。
- 四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一及び三に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。
- 五 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第3 規則第26条の3第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行うとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。
- 二 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
- 三 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
- 四 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
- 五 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 六 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知すると

もに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第4 規則第27条第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。

二 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。

三 水質検査の結果を5年間保存すること。

四 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。

五 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。

六 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一、二、四及び五に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合であっても、検査結果の保存は自ら実施すること。

七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第5 規則第28条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。

二 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。

三 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。

四 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
2	色度	5度以下であること。
3	濁度	2度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

五 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

六 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第6 規則第28条の3第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。

二 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。

三 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。

四 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。

五 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

六 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五まで

に掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第7 規則第29条第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。

二 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。

三 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。

四 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。

五 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。

六 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

七 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

八 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

第8 規則第30条第8号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、第1の一から八までに掲げる要件を満たしていること。

二 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差

等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。

- 2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
- 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞へいそくの状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
- 4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。
- 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検すること。
- 7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検すること。

三 機械換気設備の維持管理を、二の1、二の4及び二の5に定めるところにより行うことができること。

四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、第2の一から三までに掲げる要件を満たしていること。

五 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

- 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- 2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、第5の四と同様の措置を講ずること。
- 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
- 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌かくはん及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
- 8 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応

じ、補修等を行うこと。

9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

六 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。

2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。

6 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

七 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。

1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。

2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

八 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。

九 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建

建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けると等により、受託者の業務の方法が一から八までに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。）を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。

- 十 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

保健所（健康福祉（環境）部）住所一覧

※ 県の保健所は、地域振興局の健康福祉（環境）部に併置されています。

保健所名	地域振興局部名	課名	住所	電話番号・E-mail	所管区域
村上	村上地域振興局 健康福祉部	衛生 環境 課	〒958-0864 村上市 肴町 10-15	0254-53-8371 ngt111230@pref.niigata.lg.jp	村上市 関川村 粟島浦村
新発田	新発田地域振興局 健康福祉環境部	生活 衛生 課	〒957-8511 新発田市 豊町 3-3-2	0254-26-9137 ngt111330@pref.niigata.lg.jp	新発田市 阿賀野市 胎内市 聖籠町
新津	新潟地域振興局 健康福祉部	衛生 環境 課	〒956-0032 新潟市秋葉区 南町 9-33	0250-22-5175 ngt112220@pref.niigata.lg.jp	五泉市 阿賀町
三条	三条地域振興局 健康福祉環境部	生活 衛生 課	〒955-0046 三条市 興野 1-13-45	0256-36-2366 ngt112430@pref.niigata.lg.jp	三条市 加茂市 燕市 田上町 弥彦村
長岡	長岡地域振興局 健康福祉環境部	生活 衛生 課	〒940-0857 長岡市 沖田 3 丁目 2711 番地 1	0258-33-4936 ngt111430@pref.niigata.lg.jp	長岡市 小千谷市 見附市 出雲崎町
魚沼	魚沼地域振興局 健康福祉部	衛生 環境 課	〒946-0004 魚沼市 大塚新田 116-3	025-792-8619 ngt111520@pref.niigata.lg.jp	魚沼市
南魚沼	南魚沼地域振興局 健康福祉環境部	生活 衛生 課	〒949-6680 南魚沼市 六日町 620-2	025-772-8143 ngt111630@pref.niigata.lg.jp	南魚沼市 湯沢町
十日町	十日町地域振興局 健康福祉部	衛生 環境 課	〒948-0054 十日町市 高山 857	025-757-2707 ngt111730@pref.niigata.lg.jp	十日町市 津南町
柏崎	柏崎地域振興局 健康福祉部	衛生 環境 課	〒945-0053 柏崎市 鏡町 11-9	0257-22-4180 ngt111830@pref.niigata.lg.jp	柏崎市 刈羽村
上越	上越地域振興局 健康福祉環境部	生活 衛生 課	〒943-0807 上越市 春日山町 3-8-34	025-524-6135 ngt111930@pref.niigata.lg.jp	上越市 妙高市
糸魚川	糸魚川地域振興局 健康福祉部	衛生 環境 課	〒941-0052 糸魚川市 南押上 1-15-1	0255-53-1938 ngt112030@pref.niigata.lg.jp	糸魚川市
佐渡	佐渡地域振興局 健康福祉環境部	生活 衛生 課	〒952-1555 佐渡市 相川二丁目 浜町 20-1	0259-74-3399 ngt111130@pref.niigata.lg.jp	佐渡市

参考：新潟市

保健所名	課名	住所	電話番号・E-mail	所管区域
新潟市保健所	環境 衛生 課	〒950-0914 新潟市中央区 紫竹山 3-3-11	025-212-8266 kankyoeisei@city.niigata.lg.jp	新潟市

関係団体等住所一覧

団体名	住所	電話番号
(公財) 日本建築衛生管理教育 センター	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目 6番1号 大手町ビル7階743区	03-3214-4624
(公社) 全国建築物飲料水管理協会	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番 14号(郵政福祉虎ノ門第1ビル)	03-3502-0785
(一社) 新潟県ビルメンテナンス協会	〒951-8067 新潟市中央区本町前通8番町 1318 白勢第一ビルディング5F	025-224-3335
(一社) 新潟県貯水槽管理協会	〒951-8068 新潟市中央区上大川前通6番町 1201番地4 ティーズ第三ビル5階	025-229-9510
(一社) 新潟県ペストコントロール 協会	〒950-0983 新潟市中央区神道寺1丁目 14番8号	025-247-8591